

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A(案)と
 国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針(案)の新旧対照表

未定稿

※ は現行実務指針からの変更点を意味する。

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解に関する実務指針 (改訂案)
1. 金融商品の時価等の開示に関する注記			
<u>(新設)</u>	<p><u>Q金融-1 注解5-8において、金融商品の時価等について開示を行う理由は何か。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>企業会計においては、国際財務報告基準とのコンパジェンスを図ることに加え、金融取引を巡る環境が変化の中で、投資者に対する情報提供等の観点から、金融商品の時価情報に対するニーズが拡大していること等を踏まえ、金融商品の時価等について開示を行うこととされている。</u></p> <p><u>一方、独立行政法人においては、投資家は存在しないことから、投資情報としての意義は求められないが、独立行政法人の会計が「原則として企業会計原則による」とされていること、及び独立行政法人が保有している金融商品は国民共通の財産であり、その有効活用を図る観点等から、国民に対して時価情報を提供することに一定の意義があると認められることから、独立行政法人会計基準においても金融商品の時価等について開示を求めるものである。</u></p>	<u>(新設)</u>	<p><u>Q金融-1 注解5-3において、金融商品の時価等について開示を行う理由は何か。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>企業会計においては、国際財務報告基準とのコンパジェンスを図ることに加え、金融取引を巡る環境が変化の中で、投資者に対する情報提供等の観点から、金融商品の時価情報に対するニーズが拡大していること等を踏まえ、金融商品の時価等について開示を行うこととされている。</u></p> <p><u>一方、国立大学法人等においては、投資家は存在しないことから、投資情報としての意義は求められないが、国立大学法人等の会計が「原則として企業会計原則による」とされていること、及び国立大学法人等が保有している金融商品は国民共通の財産であり、その有効活用を図る観点等から、国民に対して時価情報を提供することに一定の意義があると認められることから、国立大学法人会計基準においても金融商品の時価等について開示を求めるものである。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>Q金融-2 貸付金等の金銭債権債務の時価は、どのような方法により算定したらよいか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>1 貸付金は、一般に貸手と借手の相対取引として行われ、市場価格を入手することが困難とされることから、合理的に算定された価額をもって時価とする事となる。</u></p> <p><u>2 時価の算定方法としては、対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、適切な市場利子率で割り引いて現在価値にする方法（割引現在価値</u></p>	<u>(新設)</u>	<p><u>Q金融-2 貸付金等の金銭債権債務の時価は、どのような方法により算定したらよいか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>1 貸付金は、一般に貸手と借手の相対取引として行われ、市場価格を入手することが困難とされることから、合理的に算定された価額をもって時価とする事となる。</u></p> <p><u>2 時価の算定方法としては、対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、適切な市場利子率で割り引いて現在価値にする方法（割引現在価値</u></p>

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p><u>法)が一般的と考えられる。その際、原則として信用リスク等のリスクを将来キャッシュ・フローに反映させるか、又は、割引率をリスク要因で補正することが望ましいとされている(「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号))。なお、信用リスク等のリスクを将来キャッシュ・フローに反映させることができる場合には、割引率は、リスク・フリーに近い市場利子率を使用する。</u></p> <p><u>3 例えば、貸付金の時価について、割引率をリスク要因で調整する方法により算定する場合には、原則として、比較可能な金融資産の市場利子率を割引率として用いることとなる。しかしながら、貸付金は一般に、市場で取引されないため、貸付金のキャッシュ・フローに固有の不確実性(信用リスク等)を負担するための対価(リスク・プレミアム)を法人において算定し、無リスクの利子率に加算する方法が考えられる。具体的には、貸付金の種類及び内部格付、期間に基づく区分に応じて、評価日現在において同様の新規貸付を行った場合に想定される利率が市場金利や信用リスク等を適正に反映して決定されている場合には、当該利率を基礎として割引率を算定することが考えられる。</u></p> <p><u>4 ところで、独立行政法人における貸付金は、各法人固有の政策目的に則して実行されるものであることから、新規貸付金利の設定方法が、法令又は業務方法書に規定されている場合、もしくは内規等により定められ、当該内規等について主務大臣の承認等を得ている場合には、当該利率を基礎として割引率を算定し、貸付金の将来キャッシュ・フローの割引計算を行うことができるものと考えられる。</u></p> <p><u>5 なお、新規貸付がない場合及び新規貸付金利が市場利子率に比較して著しく低い、もしくは無利息である場合については、市場性を織り込む観点から、同種の貸付金の金利又はリスク・フリーに近い市場利子率を</u></p>		<p><u>法)が一般的と考えられる。その際、原則として信用リスク等のリスクを将来キャッシュ・フローに反映させるか、又は、割引率をリスク要因で補正することが望ましいとされている(「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号))。なお、信用リスク等のリスクを将来キャッシュ・フローに反映させることができる場合には、割引率は、リスク・フリーに近い市場利子率を使用する。</u></p> <p><u>3 例えば、貸付金の時価について、割引率をリスク要因で調整する方法により算定する場合には、原則として、比較可能な金融資産の市場利子率を割引率として用いることとなる。しかしながら、貸付金は一般に、市場で取引されないため、貸付金のキャッシュ・フローに固有の不確実性(信用リスク等)を負担するための対価(リスク・プレミアム)を法人において算定し、無リスクの利子率に加算する方法が考えられる。具体的には、貸付金の種類及び内部格付、期間に基づく区分に応じて、評価日現在において同様の新規貸付を行った場合に想定される利率が市場金利や信用リスク等を適正に反映して決定されている場合には、当該利率を基礎として割引率を算定することが考えられる。</u></p> <p><u>4 ところで、国立大学法人等における貸付金は、各法人固有の政策目的に則して実行されるものであることから、新規貸付金利の設定方法が、法令又は業務方法書に規定されている場合、もしくは内規等により定められ、当該内規等について文部科学大臣の承認等を得ている場合には、当該利率を基礎として割引率を算定し、貸付金の将来キャッシュ・フローの割引計算を行うことができるものと考えられる。</u></p> <p><u>5 なお、新規貸付がない場合及び新規貸付金利が市場利子率に比較して著しく低い、もしくは無利息である場合については、市場性を織り込む観点から、同種の貸付金の金利又はリスク・フリーに近い市場利子率を</u></p>

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ & A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ & A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p><u>基礎として割引率を算定し、貸付金の将来キャッシュ・フローの割引計算を行うことが必要と考えられる。</u></p> <p>6 <u>上記の貸付金の時価の算定に関する取り扱いは、借入金など貸付金以外の金銭債権債務についても同様に適用されるものと考えられる。</u></p>		<p><u>基礎として割引率を算定し、貸付金の将来キャッシュ・フローの割引計算を行うことが必要と考えられる。</u></p> <p>6 <u>上記の貸付金の時価の算定に関する取り扱いは、借入金など貸付金以外の金銭債権債務についても同様に適用されるものと考えられる。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Q金融－3 貸付金の時価評価をグループ単位で行うことは認められるか。認められる場合、グルーピングの方法にはどのようなものが考えられるか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p>1 <u>貸付金の時価評価は、個々の貸付金の時価を割引現在価値法によって個別に算定し、当該時価を集計することにより貸付金全体の時価を算定することが原則的方法であるが、時価の算定が合理的に行われる限りにおいて、一定のグルーピングを行った上で時価を算定する方法も許容される。</u></p> <p>2 <u>「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)の金融業の開示例では、以下の区分を行うことが想定されており、民間企業等に対して、資金の貸付、債務の保証等の信用の供与を行うことを業務としている独立行政法人においては、当該区分が参考になるものと考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類に基づく区分 ・内部格付に基づく区分・債権区分に基づく区分 ・期間に基づく区分 	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Q金融－3 貸付金の時価評価をグループ単位で行うことは認められるか。認められる場合、グルーピングの方法にはどのようなものが考えられるか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p>1 <u>貸付金の時価評価は、個々の貸付金の時価を割引現在価値法によって個別に算定し、当該時価を集計することにより貸付金全体の時価を算定することが原則的方法であるが、時価の算定が合理的に行われる限りにおいて、一定のグルーピングを行った上で時価を算定する方法も許容される。</u></p> <p>2 <u>「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)の金融業の開示例では、以下の区分を行うことが想定されており、民間企業等に対して、資金の貸付、債務の保証等の信用の供与を行うことを業務としている独立行政法人においては、当該区分が参考になるものと考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類に基づく区分 ・内部格付に基づく区分・債権区分に基づく区分 ・期間に基づく区分
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Q金融－4 個別に貸倒引当金が計上されている貸付金の評価方法についてはどのようなものが考えられるか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>貸付金の時価の算定方法については、信用リスク等を将来キャッシュ・フローに反映させるか、もしくは、割引率に信用リスク等を反映させた上で、割引計算を行うことが原則であるが、個別に計上される貸倒</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Q金融－4 個別に貸倒引当金が計上されている貸付金の評価方法についてはどのようなものが考えられるか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>貸付金の時価の算定方法については、信用リスク等を将来キャッシュ・フローに反映させるか、もしくは、割引率に信用リスク等を反映させた上で、割引計算を行うことが原則であるが、個別に計上される貸倒</u></p>

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p><u>引当金は、担保及び保証による回収見込額等を考慮して算定されていることから、貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額をもって時価とする方法も認められるものと考えられる。</u></p>		<p><u>引当金は、担保及び保証による回収見込額等を考慮して算定されていることから、貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額をもって時価とする方法も認められるものと考えられる。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Q金融-5 債務保証契約も注記対象となるのか。注記対象となる場合、時価はどのような方法により算定したらよいか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>1 独立行政法人における債務保証契約については、会計基準「第30 債務保証の会計処理」又は「第93 信用の供与を主たる業務としている独立行政法人における債務保証の会計処理」に基づき、前者による場合には決算日における債務保証の総額を注記し、後者による場合には債務保証の額を貸借対照表に計上することとされている。</u></p> <p><u>2 企業会計における債務保証契約については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第23項において、「金融商品の会計基準等の対象であり、保証先ごとに総額で注記するため、貸借対照表に計上されていない場合であっても、その注記額が資産の総額に対して重要な割合を占め、かつ、その時価に重要性がある場合には、その時価及び当該時価の算定方法を注記することが適当である」とされていることから、独立行政法人の債務保証契約においても同様の取扱いとなる。</u></p> <p><u>3 時価の算定方法については、契約期間、保証の履行可能性、担保による回収可能性などを基礎としてシミュレーションモデルを用いた期待値推計を行う方法が考えられる。しかし、このような評価モデルによる算定に必要な情報を入手することが現実的でない場合には、保証料を決定するに当たり、債務者の信用リスク、担保による回収可能性等が適正に反映されていることを条件に、契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと、同様の新規契約を実行した場合に想定される</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Q金融-5 債務保証契約も注記対象となるのか。注記対象となる場合、時価はどのような方法により算定したらよいか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>1 国立大学法人等における債務保証契約については、会計基準「第33 債務保証の会計処理」に基づき、決算日における債務保証の総額を注記することとされている。</u></p> <p><u>2 企業会計における債務保証契約については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第23項において、「金融商品の会計基準等の対象であり、保証先ごとに総額で注記するため、貸借対照表に計上されていない場合であっても、その注記額が資産の総額に対して重要な割合を占め、かつ、その時価に重要性がある場合には、その時価及び当該時価の算定方法を注記することが適当である」とされていることから、国立大学法人等の債務保証契約においても同様の取扱いとなる。</u></p> <p><u>3 時価の算定方法については、契約期間、保証の履行可能性、担保による回収可能性などを基礎としてシミュレーションモデルを用いた期待値推計を行う方法が考えられる。しかし、このような評価モデルによる算定に必要な情報を入手することが現実的でない場合には、保証料を決定するに当たり、債務者の信用リスク、担保による回収可能性等が適正に反映されていることを条件に、契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと、同様の新規契約を実行した場合に想定される</u></p>

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p><u>保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて現在価値を算定する方法が考えられる。</u></p> <p>4 <u>なお、貸付金と同様に、新規保証料率の設定方法が法令又は業務方法書に規定され、もしくは、新規保証料率の設定方法が内規等により定められ、当該内規等について主務大臣の承認等を得ている場合には、当該保証料率を基礎として割引率を算定し、新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローを計算することができるものと考えられる。</u></p>		<p><u>保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて現在価値を算定する方法が考えられる。</u></p> <p>4 <u>なお、貸付金と同様に、新規保証料率の設定方法が法令又は業務方法書に規定され、もしくは、新規保証料率の設定方法が内規等により定められ、当該内規等について文部科学大臣の承認等を得ている場合には、当該保証料率を基礎として割引率を算定し、新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローを計算することができるものと考えられる。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Q金融－6 金融商品に関する注記については、具体的にどのような内容を記載することとなるのか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p>1 <u>注解58においては、金融商品に関する具体的な注記内容を定めていない。このため、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)を参考とし、重要性の乏しいものを除き、次の事項を注記する。</u></p> <p><u>(1) 金融商品の状況に関する事項</u></p> <p><u>(2) 金融商品の時価等に関する事項</u></p> <p>2 <u>時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を注記していない金融商品については、当該金融商品の概要、貸借対照表計上額及びその理由を注記する。</u></p> <p>3 <u>なお、注記は、全ての財務諸表にそれぞれ記載することが必要である。</u></p> <p><u>【記載例1】一般的な独立行政法人の場合</u></p> <p>1. <u>金融商品の状況に関する事項</u></p> <p><u>当法人は、資金運用については短期的な預金及び公社債等に限定し、財政融資資金及び金融機関からの借入及び財投機関債の発行により資金を調達しております。</u></p> <p><u>未収債権等に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、投</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Q金融－6 金融商品に関する注記については、具体的にどのような内容を記載することとなるのか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p>1 <u>注解53においては、金融商品に関する具体的な注記内容を定めていない。このため、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)を参考とし、重要性の乏しいものを除き、次の事項を注記する。</u></p> <p><u>(1) 金融商品の状況に関する事項</u></p> <p><u>(2) 金融商品の時価等に関する事項</u></p> <p>2 <u>時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を注記していない金融商品については、当該金融商品の概要、貸借対照表計上額及びその理由を注記する。</u></p> <p>3 <u>なお、注記は、全ての財務諸表にそれぞれ記載することが必要である。</u></p> <p><u>【記載例】</u></p> <p>1. <u>金融商品の状況に関する事項</u></p> <p><u>当法人は、資金運用については預金、国債、地方債、及び政府保証債等に限定し、資金調達については、国立大学財務・経営センターからの借入に限定しております。</u></p> <p><u>資金運用にあたっては、国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人法第47条の規定に基づき、公</u></p>

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ & A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ & A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)																																																																																
	<p><u>資有価証券は、独立行政法人通則法第 47 条の規定等に基づき、公債及び△△△格以上の社債のみを保有しており株式等は保有しておりません。</u></p> <p><u>借入金等の使途は運転資金(主として短期)および事業投資資金(長期)であり、主務大臣により承認された資金計画に従って、資金調達を行っております。</u></p> <p><u>2. 金融商品の時価等に関する事項</u></p> <p><u>期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="341 766 1448 1251"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現金及び預金</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2) 未収金</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(3) 有価証券及び投資有価証券</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> </tr> <tr> <td>① 満期保有目的の債券</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> </tr> <tr> <td>② その他有価証券</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> </tr> <tr> <td>(4) 未払金</td> <td>(xxx)</td> <td>(xxx)</td> <td>(—)</td> </tr> <tr> <td>(5) 短期借入金</td> <td>(xxx)</td> <td>(xxx)</td> <td>(—)</td> </tr> <tr> <td>(6) 財投機関債</td> <td>(xxx)</td> <td>(xxx)</td> <td>(xxx)</td> </tr> <tr> <td>(7) 長期借入金</td> <td>(xxx)</td> <td>(xxx)</td> <td>(xxx)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)負債に計上されているものは、()で示しております。</p> <p>(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項</p> <p><u>(1) 現金及び預金、(2) 未収金</u> これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p> <p><u>(3) 有価証券及び投資有価証券</u> これらの時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。</p> <p><u>(4) 未払金</u> 未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p> <p><u>(5) 短期借入金</u> 短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p> <p><u>(6) 財投機関債</u> 当法人の発行する財投機関債の時価は、市場価格によっております。</p> <p><u>(7) 長期借入金</u> 長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合</p>		貸借対照表計上額	時価	差額	(1) 現金及び預金	xxx	xxx	—	(2) 未収金	xxx	xxx	—	(3) 有価証券及び投資有価証券	xxx	xxx	xxx	① 満期保有目的の債券	xxx	xxx	xxx	② その他有価証券	xxx	xxx	xxx	(4) 未払金	(xxx)	(xxx)	(—)	(5) 短期借入金	(xxx)	(xxx)	(—)	(6) 財投機関債	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(7) 長期借入金	(xxx)	(xxx)	(xxx)		<p><u>債及び***格以上の社債のみを保有しており株式等は保有しておりません。また、未収附属病院収入は、債権管理細則に沿ってリスク管理を行っております。</u></p> <p><u>国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施しております。</u></p> <p><u>2. 金融商品の時価等に関する事項</u></p> <p><u>期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1730 772 2813 1360"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額(*1)</th> <th>時価(*1)</th> <th>差額(*1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 投資有価証券及び有価証券 満期保有目的の債券</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> </tr> <tr> <td>(2) 長期性預金</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> </tr> <tr> <td>(3) 現金及び預金</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(4) 未収附属病院収入 徴収不能引当金(*2)</td> <td>xxx △xxx</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(5) 国立大学財務・経営センター債務負担金</td> <td>(xxx)</td> <td>(xxx)</td> <td>(xxx)</td> </tr> <tr> <td>(6) 長期借入金</td> <td>(xxx)</td> <td>(xxx)</td> <td>(xxx)</td> </tr> <tr> <td>(7) リース債務</td> <td>(xxx)</td> <td>(xxx)</td> <td>(xxx)</td> </tr> <tr> <td>(8) 未払金</td> <td>(xxx)</td> <td>(xxx)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)負債に計上されているものは、()で示しております。</p> <p>(注2) 未収附属病院収入に個別に計上している徴収不能引当金を控除しております。</p> <p>(注1) 金融商品の時価の算定方法</p> <p><u>(1) 投資有価証券及び有価証券</u> これらの時価について、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。</p> <p><u>(2) 長期性預金</u> これらの時価について、期間に基づく区分毎に、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値によっております。</p> <p><u>(3) 現金及び預金、並びに(4) 未収附属病院収入</u>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、未収附属病院収入のうち貸倒懸念債権については、担保又は保証による改修見込額等により、時価を算定しております。</p>		貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額(*1)	(1) 投資有価証券及び有価証券 満期保有目的の債券	xxx	xxx	xxx	(2) 長期性預金	xxx	xxx	xxx	(3) 現金及び預金	xxx	xxx	—	(4) 未収附属病院収入 徴収不能引当金(*2)	xxx △xxx				xxx	xxx	—	(5) 国立大学財務・経営センター債務負担金	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(6) 長期借入金	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(7) リース債務	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(8) 未払金	(xxx)	(xxx)	—
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																
(1) 現金及び預金	xxx	xxx	—																																																																																
(2) 未収金	xxx	xxx	—																																																																																
(3) 有価証券及び投資有価証券	xxx	xxx	xxx																																																																																
① 満期保有目的の債券	xxx	xxx	xxx																																																																																
② その他有価証券	xxx	xxx	xxx																																																																																
(4) 未払金	(xxx)	(xxx)	(—)																																																																																
(5) 短期借入金	(xxx)	(xxx)	(—)																																																																																
(6) 財投機関債	(xxx)	(xxx)	(xxx)																																																																																
(7) 長期借入金	(xxx)	(xxx)	(xxx)																																																																																
	貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額(*1)																																																																																
(1) 投資有価証券及び有価証券 満期保有目的の債券	xxx	xxx	xxx																																																																																
(2) 長期性預金	xxx	xxx	xxx																																																																																
(3) 現金及び預金	xxx	xxx	—																																																																																
(4) 未収附属病院収入 徴収不能引当金(*2)	xxx △xxx																																																																																		
	xxx	xxx	—																																																																																
(5) 国立大学財務・経営センター債務負担金	(xxx)	(xxx)	(xxx)																																																																																
(6) 長期借入金	(xxx)	(xxx)	(xxx)																																																																																
(7) リース債務	(xxx)	(xxx)	(xxx)																																																																																
(8) 未払金	(xxx)	(xxx)	—																																																																																

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p><u>に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。</u></p> <p>【記載例2】 <u>貸付等の資金供給を主な業務としている独立行政法人の場合</u></p> <p><u>1. 金融商品の状況に関する事項</u></p> <p><u>(1) 金融商品に対する取組方針</u> <u>当法人は、貸付事業及び出資事業などの資金供給業務を実施しております。これらの業務を実施するため、財政融資資金及び金融機関からの借入及び財投機関債の発行により資金を調達しております。</u></p> <p><u>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</u> <u>当法人が保有する金融資産は、主として国内の法人ないし個人に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に債券、株式であり、満期保有目的及び政策推進目的で保有しております。これらは、それぞれ、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。</u> <u>借入金及び財投機関債は、一定の環境の下で当法人が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。</u></p> <p><u>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</u></p> <p><u>① 信用リスクの管理</u> <u>当法人は、当法人の債権管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格</u></p>	<p><u>(5) 国立大学財務・経営センター債務負担金、(6) 長期借入金及び(7) リース債務これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しております。</u></p> <p><u>短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</u></p> <p><u>(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額 xxx 千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1) 投資有価証券及び有価証券」には含めておりません。</u></p>	

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p><u>付、保証や担保の設定、問題債権への対応など</u>与信管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各事業部のほか審査部により行われ、また、定期的に投融资委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。</p> <p><u>有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。</u></p> <p>② <u>市場リスクの管理</u></p> <p>(i) <u>金利リスクの管理</u></p> <p><u>予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。</u></p> <p>(ii) <u>価格変動リスクの管理</u></p> <p><u>各事業で保有している株式は、政策目的で保有しているものであり、出資先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報は、リスク管理部を通じ、理事会において定期的に報告されております。</u></p> <p>③ <u>資金調達に係る流動性リスクの管理</u></p> <p><u>当法人は、主務大臣により承認された資金計画に従って、資金調達を行っております。</u></p> <p>2. <u>金融商品の時価等に関する事項</u></p> <p><u>期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照。</u></p>		

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	xxx	xxx	—
(2) 貸付金	xxx		
貸倒引当金	△xxx		
	xxx	xxx	xxx
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	xxx	xxx	xxx
② その他有価証券	xxx	xxx	xxx
(4) 破産更生債権等	xxx	xxx	—
(5) 未払金	(xxx)	(xxx)	(—)
(6) 短期借入金	(xxx)	(xxx)	(—)
(7) 財投機関債	(xxx)	(xxx)	(xxx)
(8) 長期借入金	(xxx)	(xxx)	(xxx)
(9) デリバティブ取引	—	—	—

(注) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で政策金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、貸付金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、貸倒懸念債権については担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。なお、貸付金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としお

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p><u>ります。</u></p> <p><u>(5) 未払金</u> <u>未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</u></p> <p><u>(6) 短期借入金</u> <u>短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</u></p> <p><u>(7) 財投機関債</u> <u>当法人の発行する財投機関債の時価は、市場価格によっております。</u></p> <p><u>(8) 長期借入金</u> <u>長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(9)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。</u></p> <p><u>(9) デリバティブ取引</u> <u>金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(8)参照)。</u></p> <p><u>(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額xxx百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。</u></p>		
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Q金融-7 Q金融-6の記載例では、短期借入金など短期間で決済される金融商品の時価は帳簿価額に近似している旨記載されているが、「短期間」とはどの程度の期間と考えればよいか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>1 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)の開示例において、短期間で決済される金融商品の時価は帳簿価額に近似している旨記載されている。これは、金融商品の当初認識時点から短期間で決済される場合には、通常、市場金利及び債務者の信用状態の当初認識後の変動が時価に与える影響については重要性が乏しいことを想定しているものと考えられる。</u></p> <p><u>当該開示例では、当該金融商品の内容説明において「1年以内」という記載がみられるものの、適用指針においては具体的な期間については明確に定められていない。一方、「金融商品会計に関するQ&A」(平成20年3月25</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Q金融-7 Q金融-6の記載例では、〇〇〇〇など短期間で決済される金融商品の時価は帳簿価額に近似している旨記載されているが、「短期間」とはどの程度の期間と考えればよいか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>1 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)の開示例において、短期間で決済される金融商品の時価は帳簿価額に近似している旨記載されている。これは、金融商品の当初認識時点から短期間で決済される場合には、通常、市場金利及び債務者の信用状態の当初認識後の変動が時価に与える影響については重要性が乏しいことを想定しているものと考えられる。</u></p> <p><u>当該開示例では、当該金融商品の内容説明において「1年以内」という記載がみられるものの、適用指針においては具体的な期間については明確に定められていない。</u></p> <p><u>一方、「金融商品会計に関するQ&A」(平成20年3月2</u></p>

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p><u>日 日本公認会計士協会会計制度委員会) Q19のAにおいては、投資信託及び合同運用の金銭の信託のうち、時価で評価しなくても実務上の弊害がないものの考慮事項として「短期間(おおむね3カ月以内)に運用成果が分配等されること」という記載ある。</u></p> <p><u>2 このように、「短期間」の概念については、会計基準等において一義的に定められるものではなく、各法人において、時価の算定における合理性を勘案した上で「短期間」に該当する期間を定めることとなる。なお、各法人が定めた「短期間」に該当する期間については、時価の算定精度をより高める場合を除き、每期継続して運用することが求められる。</u></p> <p><u>3 なお、当初認識時点から短期間で決済される場合に加え、貸借対照表日から短期間で決済される場合にも、時価の算定における割引計算による影響が小さく、時価が帳簿価額に近似することがあると考えられる。</u></p>		<p><u>5日 日本公認会計士協会会計制度委員会) Q19のAにおいては、投資信託及び合同運用の金銭の信託のうち、時価で評価しなくても実務上の弊害がないものの考慮事項として「短期間(おおむね3カ月以内)に運用成果が分配等されること」という記載もある。</u></p> <p><u>2 このように、「短期間」の概念については、会計基準等において一義的に定められるものではなく、各法人において、時価の算定における合理性を勘案した上で「短期間」に該当する期間を定めることとなる。なお、各法人が定めた「短期間」に該当する期間については、時価の算定精度をより高める場合を除き、每期継続して運用することが求められる。</u></p> <p><u>3 なお、当初認識時点から短期間で決済される場合に加え、貸借対照表日から短期間で決済される場合にも、時価の算定における割引計算による影響が小さく、時価が帳簿価額に近似することがあると考えられる。</u></p>
2. 賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記			
<u>(新設)</u>	<p><u>Q賃貸-1 注解5.9において、賃貸等不動産の時価等について開示を行う理由は何か。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>企業会計においては、国際財務報告基準とのコンバージェンスを図ることに加え、投資情報として一定の意義があることから、賃貸等不動産の時価等について開示を行うこととされている。</u></p> <p><u>一方、独立行政法人においては、投資家は存在しないことから、投資情報としての意義は求められないが、独立行政法人の会計が「原則として企業会計原則による」とされていること、及び独立行政法人が保有している賃貸等不動産は国民共通の財産であり、その有効活用を図る観点等から、国民に対して時価情報を提供することに一定の意義があると認められることから、独立行政法人会計基準においても賃貸等不動産の時価等について開示を求めるものである。</u></p>	<u>(新設)</u>	<p><u>Q賃貸-1 注解5.4において、賃貸等不動産の時価等について開示を行う理由は何か。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>企業会計においては、国際財務報告基準とのコンバージェンスを図ることに加え、投資情報として一定の意義があることから、賃貸等不動産の時価等について開示を行うこととされている。</u></p> <p><u>一方、国立大学法人等においては、投資家は存在しないことから、投資情報としての意義は求められないが、国立大学法人等の会計が「原則として企業会計原則による」とされていること、及び独立行政法人が保有している賃貸等不動産は国民共通の財産であり、その有効活用を図る観点等から、国民に対して時価情報を提供することに一定の意義があると認められることから、国立大学法人会計基準においても賃貸等不動産の時価等について開示を求めるものである。</u></p>

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
<u>(新設)</u>	<p><u>Q賃貸－2 注解5.9では賃貸等不動産の定義、範囲等が示されていないが、独立行政法人が保有する不動産のうち、どのような不動産が賃貸等不動産に該当することとなるのか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>1 注解5.9においては、賃貸等不動産の定義及び範囲が明示されていないため、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号)における賃貸等不動産の定義(第4項)、範囲(第5項)を基準に判断することとなる。</u></p> <p><u>2 同会計基準第4項(2)において、「賃貸等不動産」とは、「棚卸資産に分類されている不動産以外のものであって、賃貸収益又はキャピタル・ゲインの獲得を目的として保有されている不動産(ファイナンス・リース取引の貸手における不動産を除く。)をいう」ものと定義され、第5項において、賃貸等不動産には、(1)貸借対照表において投資不動産(投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産)として区分されている不動産、(2)将来の使用が見込まれていない遊休不動産及び(3)上記以外で賃貸されている不動産が含まれると規定されていることから、独立行政法人が保有する不動産のうちこれらの不動産に該当するものは、賃貸等不動産の範囲に含まれることとなる。</u></p> <p><u>3 なお、独立行政法人が保有し、賃貸している不動産の中には、一定の政策目的を遂行するために保有しているものがあり、当該不動産については、賃貸料が近隣の類似不動産と比較して廉価に設定されているものがある。このような政策目的により独立行政法人が賃貸する不動産については、必ずしも賃貸収益又はキャピタル・ゲインの獲得自体を目的として保有されているとは言い難いものの、独立行政法人の資産の有効活用の観点等から、賃貸収益を得ている不動産については、原則として企業会計と同様に時価等の開示を行うことが適当と考えられる。</u></p>	<u>(新設)</u>	<p><u>Q賃貸－2 注解5.4では賃貸等不動産の定義、範囲等が示されていないが、国立大学法人等が保有する不動産のうち、どのような不動産が賃貸等不動産に該当することとなるのか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>1 注解5.4においては、賃貸等不動産の定義及び範囲が明示されていないため、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号)における賃貸等不動産の定義(第4項)、範囲(第5項)を基準に判断することとなる。</u></p> <p><u>2 同会計基準第4項(2)において、「賃貸等不動産」とは、「棚卸資産に分類されている不動産以外のものであって、賃貸収益又はキャピタル・ゲインの獲得を目的として保有されている不動産(ファイナンス・リース取引の貸手における不動産を除く。)をいう」ものと定義され、第5項において、賃貸等不動産には、(1)貸借対照表において投資不動産(投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産)として区分されている不動産、(2)将来の使用が見込まれていない遊休不動産及び(3)上記以外で賃貸されている不動産が含まれると規定されていることから、独立行政法人が保有する不動産のうちこれらの不動産に該当するものは、賃貸等不動産の範囲に含まれることとなる。</u></p> <p><u>3 なお、国立大学法人等が保有し、賃貸している不動産の中には、一定の政策目的を遂行するために保有しているものがあり、当該不動産については、賃貸料が近隣の類似不動産と比較して廉価に設定されているものがある。このような政策目的により国立大学法人等が賃貸する不動産については、必ずしも賃貸収益又はキャピタル・ゲインの獲得自体を目的として保有されているとは言い難いものの、国立大学法人等の資産の有効活用の観点等から、賃貸収益を得ている不動産については、原則として企業会計と同様に時価等の開示を行うことが適当と考えられる。</u></p>
	<p><u>Q賃貸－3 注解5.9においては注記の省略に関する規定がないが、賃貸等不動産の総額に重要性がない場合も注記を</u></p>		<p><u>Q賃貸－3 注解5.4においては注記の省略に関する規定がないが、賃貸等不動産の総額に重要性がない場合も注記を</u></p>

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p><u>行う必要があるのか。また、重要性が乏しいかどうかの判断を行う際の賃貸等不動産の時価を基礎とした金額は、どのように算定するのか。</u></p> <p>A</p> <p><u>1 重要性については、会計基準第4が適用されるため、注解5-9には改めて規定していないが、賃貸等不動産についても、その総額に重要性が乏しい場合には、当該賃貸等不動産について法令等に基づき処分等を行うことが予定されている場合等、独立行政法人の公共的性格に基づく質的側面からの重要性が認められる場合を除き、注記を省略することができる。当該賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいかどうかは、賃貸等不動産の貸借対照表日における時価を基礎とした金額と当該時価を基礎とした総資産の金額との比較をもって判断することとなる。</u></p> <p><u>2 なお、重要性の判断を行う際に用いる時価を基礎とした金額の把握に当たっては、実勢価格や査定価格などの容易に入手できる評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標（公示価格、固定資産税評価額、都道府県基準地価格、路線価による相続税評価額）に基づく価額等を用いることができる。また、建物等の償却資産については、適正な帳簿価額をもって時価とみなすことが認められる。</u></p> <p><u>また、帳簿価額の基礎となった価額（独立行政法人設立時の時価評価額又は購入価額等）と時価の乖離が、評価時（購入時）からの当該不動産に類似する近隣の不動産価格の推移に鑑みて大きくないと合理的に判断される場合には、重要性の判断に用いる時価を基礎とした金額を帳簿価額と同額とみなすことが可能な場合もあると考えられる。</u></p>		<p><u>行う必要があるのか。また、重要性が乏しいかどうかの判断を行う際の賃貸等不動産の時価を基礎とした金額は、どのように算定するのか。</u></p> <p>A</p> <p><u>1 重要性については、会計基準第4が適用されるため、注解5-4には改めて規定していないが、賃貸等不動産についても、その総額に重要性が乏しい場合には、当該賃貸等不動産について法令等に基づき処分等を行うことが予定されている場合等、国立大学法人等の公共的性格に基づく質的側面からの重要性が認められる場合を除き、注記を省略することができる。当該賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいかどうかは、賃貸等不動産の貸借対照表日における時価を基礎とした金額と当該時価を基礎とした総資産の金額との比較をもって判断することとなる。</u></p> <p><u>2 なお、重要性の判断を行う際に用いる時価を基礎とした金額の把握に当たっては、実勢価格や査定価格などの容易に入手できる評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標（公示価格、固定資産税評価額、都道府県基準地価格、路線価による相続税評価額）に基づく価額等を用いることができる。また、建物等の償却資産については、適正な帳簿価額をもって時価とみなすことが認められる。</u></p> <p><u>また、帳簿価額の基礎となった価額（国立大学法人等設立時の時価評価額又は購入価額等）と時価の乖離が、評価時（購入時）からの当該不動産に類似する近隣の不動産価格の推移に鑑みて大きくないと合理的に判断される場合には、重要性の判断に用いる時価を基礎とした金額を帳簿価額と同額とみなすことが可能な場合もあると考えられる。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>Q賃貸-4 <u>独立行政法人が保有する賃貸等不動産の中には、民間が保有する賃貸等不動産とは性格が異なるものがあると考えられるが、そのような賃貸等不動産の時価はどのように算定したらよいか。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>Q賃貸-4 <u>国立大学法人等が保有する賃貸等不動産の中には、民間が保有する賃貸等不動産とは性格が異なるものがあると考えられるが、そのような賃貸等不動産の時価はどのように算定したらよいか。</u></p>

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p>A</p> <p>1 独立行政法人が保有する賃貸等不動産の中には、例えば、政策目的により賃貸料が近隣の類似不動産と比較して廉価に設定されているものや、使用目的の変更や処分を独立行政法人が独自に行うことができない等の制約のあるものがあり、これらの賃貸等不動産については、どのような前提で評価を行うかにより結果として評価額に大きな差が生じることが想定される。</p> <p>2 このため、各独立行政法人においては、開示対象となる賃貸等不動産の状況、独立行政法人の運営における経済性・効率性等を適切に勘案して、時価の算定方法及び算定の前提条件を決定し、時価の算定を行うことが必要である。なお、算定の前提条件等については、注記事項にあわせて開示することが適当と考えられる。</p> <p>3 また、開示対象となる賃貸等不動産のうち重要性が乏しいものについては、実勢価格や査定価格などの容易に入手できる評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標（固定資産税評価額や路線価による相続税評価額等）に基づく価額、償却資産については、適正な帳簿価額をもって時価とみなすことも認められるものと考えられる。</p>		<p>A</p> <p>1 国立大学法人等が保有する賃貸等不動産の中には、例えば、政策目的により賃貸料が近隣の類似不動産と比較して廉価に設定されているものや、使用目的の変更や処分を国立大学法人等が独自に行うことができない等の制約のあるものがあり、これらの賃貸等不動産については、どのような前提で評価を行うかにより結果として評価額に大きな差が生じることが想定される。</p> <p>2 このため、各国立大学法人等においては、開示対象となる賃貸等不動産の状況、国立大学法人等の運営における経済性・効率性等を適切に勘案して、時価の算定方法及び算定の前提条件を決定し、時価の算定を行うことが必要である。なお、算定の前提条件等については、注記事項にあわせて開示することが適当と考えられる。</p> <p>3 また、開示対象となる賃貸等不動産のうち重要性が乏しいものについては、実勢価格や査定価格などの容易に入手できる評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標（固定資産税評価額や路線価による相続税評価額等）に基づく価額、償却資産については、適正な帳簿価額をもって時価とみなすことも認められるものと考えられる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>Q賃貸-5 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」においては、賃貸等不動産の時価を把握することが極めて困難な場合は時価を注記せず、その事由及び当該賃貸等不動産の概要等を記載することとされているが、独立行政法人の賃貸等不動産については、どのような場合がこれに該当するのか。</p> <p>A</p> <p>1 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号)の第14項において、「賃貸等不動産の時価を把握することが極めて困難な場合は、時価を注記せず、重要性が乏しいものを除き、その事由、当該賃貸等不動産の概要及び貸借対照表計上額を他の賃貸等不動産とは別に記載する」こととされている。さ</p>	<p>(新設)</p>	<p>Q賃貸-5 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」においては、賃貸等不動産の時価を把握することが極めて困難な場合は時価を注記せず、その事由及び当該賃貸等不動産の概要等を記載することとされているが、国立大学法人等の賃貸等不動産については、どのような場合がこれに該当するのか。</p> <p>A</p> <p>1 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号)の第14項において、「賃貸等不動産の時価を把握することが極めて困難な場合は、時価を注記せず、重要性が乏しいものを除き、その事由、当該賃貸等不動産の概要及び貸借対照表計上額を他の賃貸等不動産とは別に記載する」こととされている。さ</p>

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p><u>らに、同適用指針第34項において、賃貸等不動産の時価を把握することが極めて困難な場合について、「例えば、現在も将来も使用が見込まれておらず売却も容易にできない山林や着工して間もない大規模開発中の不動産などが考えられるが、賃貸等不動産の状況は一律ではないため、状況に応じて適切に判断する必要があると考えられる」との考え方が示されている。</u></p> <p><u>2 独立行政法人が保有する賃貸等不動産についても、Q賃貸-1で示しているとおりに、企業会計と同様に時価等の開示を行うことが原則であるが、政策目的を遂行するために独立行政法人が保有している賃貸等不動産の中には、規模、構造、使用方法等の多くの側面において、民間企業には全くみられない特異性を有する資産が存在する。このような賃貸等不動産については、時価を把握することが極めて困難な場合も想定されることから、このような場合には、当該賃貸等不動産の状況に応じて各法人において適切に判断する必要があると考えられる。</u></p>		<p><u>らに、同適用指針第34項において、賃貸等不動産の時価を把握することが極めて困難な場合について、「例えば、現在も将来も使用が見込まれておらず売却も容易にできない山林や着工して間もない大規模開発中の不動産などが考えられるが、賃貸等不動産の状況は一律ではないため、状況に応じて適切に判断する必要があると考えられる」との考え方が示されている。</u></p> <p><u>2 国立大学法人等が保有する賃貸等不動産についても、Q賃貸-1で示しているとおりに、企業会計と同様に時価等の開示を行うことが原則であるが、政策目的を遂行するために国立大学法人等が保有している賃貸等不動産の中には、規模、構造、使用方法等の多くの側面において、民間企業には全くみられない特異性を有する資産が存在する。このような賃貸等不動産については、時価を把握することが極めて困難な場合も想定されることから、このような場合には、当該賃貸等不動産の状況に応じて各法人において適切に判断する必要があると考えられる。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>Q賃貸-6 賃貸等不動産に関する注記については、具体的にどのような内容を記載することとなるのか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>1 注解59においては、賃貸等不動産に関する具体的な注記内容を定めていない。このため、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号)を参考とし、重要性が乏しい場合を除き、次の事項を注記する。</u></p> <p><u>また、管理状況等に応じて、注記事項を用途別、地域別等に区分して開示することができる</u></p> <p><u>(1) 賃貸等不動産の概要</u></p> <p><u>(2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動</u></p> <p><u>(3) 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法</u></p> <p><u>(4) 賃貸等不動産に関する収益及び費用等の状況</u></p> <p><u>2 時価を把握することが極めて困難な場合は、時価を注記せず、重要性の乏しいものを除き、その事由、当該賃貸等</u></p>	<u>(新設)</u>	<p><u>賃貸-6 賃貸等不動産に関する注記については、具体的にどのような内容を記載することとなるのか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>1 注解54においては、賃貸等不動産に関する具体的な注記内容を定めていない。このため、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号)を参考とし、重要性が乏しい場合を除き、次の事項を注記する。</u></p> <p><u>また、管理状況等に応じて、注記事項を用途別、地域別等に区分して開示することができる。</u></p> <p><u>(1) 賃貸等不動産の概要</u></p> <p><u>(2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動</u></p> <p><u>(3) 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法</u></p> <p><u>(4) 賃貸等不動産に関する収益及び費用等の状況</u></p> <p><u>2 時価を把握することが極めて困難な場合は、時価を注記せず、重要性の乏しいものを除き、その事由、当該賃貸等</u></p>

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂前)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂後)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)																																										
	<p><u>不動産の概要及び貸借対照表計上額を他の賃貸等不動産とは別に記載する。</u></p> <p>3 <u>賃貸等不動産の当期末における時価は、当期末における取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額と比較できるように記載する。</u></p> <p>4 <u>なお、注記は、全ての財務諸表にそれぞれ記載することが必要である。</u></p> <p>【記載例】</p> <p><u>当法人は、□□□長が認めた者の住宅等を確保するため、全国に△△住宅（土地を含む）を有しております。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="839 892 1460 1033"> <thead> <tr> <th colspan="3">貸借対照表計上額(*1)</th> <th rowspan="2">当期末の時価</th> </tr> <tr> <th>前期末残高</th> <th>当期増減額</th> <th>当期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。</u></p> <p><u>(注2) 当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりであります。</u></p> <table data-bbox="839 1201 1460 1276"> <tr> <td>取得等による増加 (〇〇住宅ほか〇箇所)</td> <td>××百万円</td> </tr> <tr> <td>譲渡等による減少 (〇〇住宅ほか〇箇所)</td> <td>××百万円</td> </tr> </table> <p><u>(注3) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて当法人で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。</u></p> <p><u>また、賃貸等不動産に関する平成××年3月期における収益及び費用等の状況は次の通りであります。</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="839 1596 1415 1724"> <thead> <tr> <th>賃貸収益</th> <th>賃貸費用</th> <th>その他 (売却損益等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(※) 実務上把握することが困難なため、賃貸費用に計上していない費用がある場合には、その旨明記する。</u></p>	貸借対照表計上額(*1)			当期末の時価	前期末残高	当期増減額	当期末残高	×××	×××	×××	×××	取得等による増加 (〇〇住宅ほか〇箇所)	××百万円	譲渡等による減少 (〇〇住宅ほか〇箇所)	××百万円	賃貸収益	賃貸費用	その他 (売却損益等)	×××	×××	×××		<p><u>不動産の概要及び貸借対照表計上額を他の賃貸等不動産とは別に記載する。</u></p> <p>3 <u>賃貸等不動産の当期末における時価は、当期末における取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額と比較できるように記載する。</u></p> <p>4 <u>なお、注記は、全ての財務諸表にそれぞれ記載することが必要である。</u></p> <p>【記載例】</p> <p><u>当法人は△△地区に寄宿舎等を有しております。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="2205 850 2825 991"> <thead> <tr> <th colspan="3">貸借対照表計上額(*1)</th> <th rowspan="2">当期末の時価</th> </tr> <tr> <th>前期末残高</th> <th>当期増減額</th> <th>当期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。</u></p> <p><u>(注2) 当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりであります。</u></p> <table data-bbox="2205 1159 2825 1234"> <tr> <td>取得等による増加 (〇〇住宅ほか〇箇所)</td> <td>××百万円</td> </tr> <tr> <td>譲渡等による減少 (〇〇住宅ほか〇箇所)</td> <td>××百万円</td> </tr> </table> <p><u>(注3) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて当法人で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。</u></p> <p><u>また、賃貸等不動産に関する平成××年3月期における収益及び費用等の状況は次の通りであります。</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="2217 1549 2792 1680"> <thead> <tr> <th>賃貸収益</th> <th>賃貸費用</th> <th>その他 (売却損益等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>×××</td> <td>××× (××)</td> <td>××× (××)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(記載上の注意)</u></p> <p>① 「賃貸費用」には損益外減価償却相当額、「その他」には損益外減損損失相当額も含まれる。</p> <p>② 「賃貸費用」の額に損益外減価償却相当額が含まれる場合及び「その</p>	貸借対照表計上額(*1)			当期末の時価	前期末残高	当期増減額	当期末残高	×××	×××	×××	×××	取得等による増加 (〇〇住宅ほか〇箇所)	××百万円	譲渡等による減少 (〇〇住宅ほか〇箇所)	××百万円	賃貸収益	賃貸費用	その他 (売却損益等)	×××	××× (××)	××× (××)
貸借対照表計上額(*1)			当期末の時価																																										
前期末残高	当期増減額	当期末残高																																											
×××	×××	×××	×××																																										
取得等による増加 (〇〇住宅ほか〇箇所)	××百万円																																												
譲渡等による減少 (〇〇住宅ほか〇箇所)	××百万円																																												
賃貸収益	賃貸費用	その他 (売却損益等)																																											
×××	×××	×××																																											
貸借対照表計上額(*1)			当期末の時価																																										
前期末残高	当期増減額	当期末残高																																											
×××	×××	×××	×××																																										
取得等による増加 (〇〇住宅ほか〇箇所)	××百万円																																												
譲渡等による減少 (〇〇住宅ほか〇箇所)	××百万円																																												
賃貸収益	賃貸費用	その他 (売却損益等)																																											
×××	××× (××)	××× (××)																																											

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
			<p>他」の額に損益外減損損失相当額が含まれる場合は、当該金額を各欄においてそれぞれ内書として記載する。</p> <p>③ 実務上把握することが困難なため、賃貸費用に計上していない費用がある場合には、その旨明記する。</p>
3. 資産除去債務の会計処理			
(新設)	<p><u>Q39-1 独立行政法人会計基準における資産除去債務の定義、会計処理及び開示についてはどのように考えればよいか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p>1 会計基準第39において資産除去債務に係る会計処理が定められているところであるが、独立行政法人会計基準の改訂について5に記述されているように、改訂後の基準及び注解は、一般的かつ標準的な会計基準を示すものであり、独立行政法人は他に合理的な理由がない限り基準及び注解の定めるところに従わなければならないが、そこに定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うこととなるほか、基準及び注解の趣旨を踏まえる限りにおいては、主務省令において個別の独立行政法人の特殊性に基づく会計処理を排除するものではないこととされており、この考え方は、資産除去債務に関する会計についても該当する。</p> <p>2 したがって、設問の件については、独立行政法人会計基準等に定めのない事項については、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日 企業会計基準委員会)、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日 企業会計基準委員会)に定めるところを参照することとなる。</p>	(新設)	<p><u>Q39-1 国立大学法人会計基準における資産除去債務の定義、会計処理及び開示についてはどのように考えればよいか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p>1 会計基準第36において資産除去債務に係る会計処理が定められているところであるが、国立大学法人会計基準の改訂について5に記述されているように、改訂後の基準及び注解は、一般的かつ標準的な会計基準を示すものであり、国立大学法人等は他に合理的な理由がない限り基準及び注解の定めるところに従わなければならないが、そこに定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うこととなるほか、基準及び注解の趣旨を踏まえる限りにおいては、国立大学法人等の特殊性に基づく会計処理を排除するものではないこととされており、この考え方は、資産除去債務に関する会計についても該当する。</p> <p>2 したがって、設問の件については、国立大学法人会計基準等に定めのない事項については、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日 企業会計基準委員会)、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日 企業会計基準委員会)に定めるところを参照することとなる。</p>
(新設)	<p><u>Q39-2 資産除去債務に係る会計基準の適用初年度において、既に保有している有形固定資産に係る資産除去債務の計上を行う場合の会計処理はどのように行えばよいか。</u></p>	(新設)	<p><u>Q39-2 資産除去債務に係る会計基準の適用初年度において、既に保有している有形固定資産に係る資産除去債務の計上を行う場合の会計処理はどのように行えばよいか。</u></p>

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p>A</p> <p><u>既存の有形固定資産に係る資産除去債務については、適用初年度の期首において新たに負債として計上される資産除去債務の金額が、時の経過により当初発生時よりも増加することとなる。その一方で、資産に追加計上される除去費用の金額は、経過年度の減価償却費相当額だけ当初発生時よりも減少することとなる。このため、適用初年度における既存資産に係る資産除去債務の計上額は、負債の増加額の方が資産の増加額よりも大きくなる。適用初年度の具体的な会計処理を示すと以下ようになる。</u></p> <p>(1) <u>適用初年度の期首における既存資産に係る資産除去債務は、適用初年度の期首時点における割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率により計算を行う。</u></p> <p>(2) <u>適用初年度の期首における既存資産の帳簿価額に加える除去費用は、資産除去債務の発生時点における割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率が、適用初年度の期首時点と同一であったものとみなして計算した金額から、その後の減価償却額に相当する金額を控除した金額とする。</u></p> <p>(3) <u>上記(1)及び(2)により計算した金額の差額は、適用初年度において原則として臨時損失に計上するものとする。</u></p> <p><u>なお、当該既存資産に係る除去費用等が会計基準第91に基づき主務大臣により特定されたものである場合には、当該差額は損益計算上の費用に計上せず、損益外減価償却累計額及び損益外利息費用累計額として資本剰余金を減額するものとする。</u></p>		<p>A</p> <p><u>既存の有形固定資産に係る資産除去債務については、適用初年度の期首において新たに負債として計上される資産除去債務の金額が、時の経過により当初発生時よりも増加することとなる。その一方で、資産に追加計上される除去費用の金額は、経過年度の減価償却費相当額だけ当初発生時よりも減少することとなる。このため、適用初年度における既存資産に係る資産除去債務の計上額は、負債の増加額の方が資産の増加額よりも大きくなる。適用初年度の具体的な会計処理を示すと以下ようになる。</u></p> <p>(1) <u>適用初年度の期首における既存資産に係る資産除去債務は、適用初年度の期首時点における割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率により計算を行う。</u></p> <p>(2) <u>適用初年度の期首における既存資産の帳簿価額に加える除去費用は、資産除去債務の発生時点における割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率が、適用初年度の期首時点と同一であったものとみなして計算した金額から、その後の減価償却額に相当する金額を控除した金額とする。</u></p> <p>(3) <u>上記(1)及び(2)により計算した金額の差額は、適用初年度において原則として臨時損失に計上するものとする。</u></p> <p><u>なお、当該既存資産に係る除去費用等が会計基準第88に基づき文部科学大臣により特定されたものである場合には、当該差額は損益計算上の費用に計上せず、損益外減価償却累計額及び損益外利息費用累計額として資本剰余金を減額するものとする。</u></p>
<p>Q 79-1 附属明細書を作成する各明細には、具体的にどのような内容を考えているのか。</p> <p>A 1～10 (省略) <u>(新設)</u></p>	<p>Q 79-1 附属明細書を作成する各明細には、具体的にどのような内容を考えているのか。</p> <p>A 1～10 (省略) <u>11 資産除去債務の明細</u></p>	<p>Q 75-1 附属明細書における各明細の様式又は記載内容は、具体的にどのようなものか。</p> <p>A 1～2 (10) (省略) <u>(新設)</u></p>	<p>Q 75-1 附属明細書における各明細の様式又は記載内容は、具体的にどのようなものか。</p> <p>A 1～2 (10) (省略) <u>(11) 資産除去債務の明細</u></p>

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)																																																																																																																																																																																								
<table border="1" data-bbox="593 289 1442 512"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期首残高</th> <th>当期増加額</th> <th>当期減少額</th> <th>期末残高</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="608 546 780 573">(記載上の注意)</p> <p data-bbox="608 594 1433 667">① 貸借対照表に計上されている資産除去債務について、当該資産除去債務に係る法的規制等の種類ごとの区分により記載すること。</p> <p data-bbox="608 688 1433 762">② 資産除去債務に対応する除去費用等について第9.1特定の有無を「摘要」欄に記載すること。</p> <p data-bbox="112 835 543 909">1.1 法令に基づく引当金等の明細 (表省略)</p> <p data-bbox="112 930 394 957">1.2 保証債務の明細</p> <p data-bbox="142 978 468 1045">1.2-1 保証債務の明細 (表省略)</p> <p data-bbox="142 1066 795 1140">1.2-2 保証債務と保証債務損失引当金との関係の明細 (表省略)</p> <p data-bbox="112 1161 543 1188">1.3 資本金及び資本剰余金の明細</p>	区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要																									<table border="1" data-bbox="593 289 1442 512"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期首残高</th> <th>当期増加額</th> <th>当期減少額</th> <th>期末残高</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="608 546 780 573">(記載上の注意)</p> <p data-bbox="608 594 1433 667">① 貸借対照表に計上されている資産除去債務について、当該資産除去債務に係る法的規制等の種類ごとの区分により記載すること。</p> <p data-bbox="608 688 1433 762">② 資産除去債務に対応する除去費用等について第8.8特定の有無を「摘要」欄に記載すること。</p> <p data-bbox="807 835 1237 909">1.2 法令に基づく引当金等の明細 (表省略)</p> <p data-bbox="807 930 1089 957">1.3 保証債務の明細</p> <p data-bbox="836 978 1163 1045">1.3-1 保証債務の明細 (表省略)</p> <p data-bbox="836 1066 1478 1140">1.3-2 保証債務と保証債務損失引当金との関係の明細 (表省略)</p> <p data-bbox="807 1161 1237 1188">1.4 資本金及び資本剰余金の明細</p>	区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要																									<table border="1" data-bbox="1970 289 2819 512"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期首残高</th> <th>当期増加額</th> <th>当期減少額</th> <th>期末残高</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1985 546 2157 573">(記載上の注意)</p> <p data-bbox="1985 594 2810 667">① 貸借対照表に計上されている資産除去債務について、当該資産除去債務に係る法的規制等の種類ごとの区分により記載すること。</p> <p data-bbox="1985 688 2810 762">② 資産除去債務に対応する除去費用等について第8.8特定の有無を「摘要」欄に記載すること。</p> <p data-bbox="1489 930 1771 1003">(11) 保証債務の明細 (表省略)</p> <p data-bbox="1489 1161 1920 1188">(12) 資本金及び資本剰余金の明細</p>	区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要																									<table border="1" data-bbox="1970 289 2819 512"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期首残高</th> <th>当期増加額</th> <th>当期減少額</th> <th>期末残高</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1985 546 2157 573">(記載上の注意)</p> <p data-bbox="1985 594 2810 667">① 貸借対照表に計上されている資産除去債務について、当該資産除去債務に係る法的規制等の種類ごとの区分により記載すること。</p> <p data-bbox="1985 688 2810 762">② 資産除去債務に対応する除去費用等について第8.8特定の有無を「摘要」欄に記載すること。</p> <p data-bbox="2172 930 2454 1003">(12) 保証債務の明細 (表省略)</p> <p data-bbox="2172 1161 2602 1188">(13) 資本金及び資本剰余金の明細</p>	区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要																																																																																								
区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要																																																																																																																																																																																						
区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要																																																																																																																																																																																						
区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要																																																																																																																																																																																						
区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要																																																																																																																																																																																						
<table border="1" data-bbox="136 1234 795 1896"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期首残高</th> <th>当期増加額</th> <th>当期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>資本金</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>資本剰余金</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 施設費</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 運営費交付金</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 補助金等</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 寄附金等</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 目的積立金</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 減資差益</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 損益外除売却 差額相当額</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>計</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	区分	期首残高	当期増加額	当期	資本金				資本剰余金				施設費				運営費交付金				補助金等				寄附金等				目的積立金				減資差益				損益外除売却 差額相当額				計				<table border="1" data-bbox="825 1234 1478 1896"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期首残高</th> <th>当期増加額</th> <th>当期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>資本金</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>資本剰余金</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 施設費</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 運営費交付金</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 補助金等</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 寄附金等</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 目的積立金</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 減資差益</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 損益外除売却 差額相当額</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>計</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	区分	期首残高	当期増加額	当期	資本金				資本剰余金				施設費				運営費交付金				補助金等				寄附金等				目的積立金				減資差益				損益外除売却 差額相当額				計				<table border="1" data-bbox="1489 1234 2160 1896"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期首残高</th> <th>当期増加額</th> <th>当期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>資本金</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>計</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>資本剰余金</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 施設費</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 運営費交付金</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 授業料</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 補助金等</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 寄附金等</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 目的積立金</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 減資差益</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 損益外除売却 差額相当額</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	区 分	期首残高	当期増加額	当期	資本金				計				資本剰余金				施設費				運営費交付金				授業料				補助金等				寄附金等				目的積立金				減資差益				損益外除売却 差額相当額				<table border="1" data-bbox="2190 1234 2864 1896"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期首残高</th> <th>当期増加額</th> <th>当期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>資本金</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>計</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>資本剰余金</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 施設費</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 運営費交付金</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 授業料</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 補助金等</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 寄附金等</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 目的積立金</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 減資差益</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> 損益外除売却 差額相当額</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	区分	期首残高	当期増加額	当期	資本金				計				資本剰余金				施設費				運営費交付金				授業料				補助金等				寄附金等				目的積立金				減資差益				損益外除売却 差額相当額			
区分	期首残高	当期増加額	当期																																																																																																																																																																																								
資本金																																																																																																																																																																																											
資本剰余金																																																																																																																																																																																											
施設費																																																																																																																																																																																											
運営費交付金																																																																																																																																																																																											
補助金等																																																																																																																																																																																											
寄附金等																																																																																																																																																																																											
目的積立金																																																																																																																																																																																											
減資差益																																																																																																																																																																																											
損益外除売却 差額相当額																																																																																																																																																																																											
計																																																																																																																																																																																											
区分	期首残高	当期増加額	当期																																																																																																																																																																																								
資本金																																																																																																																																																																																											
資本剰余金																																																																																																																																																																																											
施設費																																																																																																																																																																																											
運営費交付金																																																																																																																																																																																											
補助金等																																																																																																																																																																																											
寄附金等																																																																																																																																																																																											
目的積立金																																																																																																																																																																																											
減資差益																																																																																																																																																																																											
損益外除売却 差額相当額																																																																																																																																																																																											
計																																																																																																																																																																																											
区 分	期首残高	当期増加額	当期																																																																																																																																																																																								
資本金																																																																																																																																																																																											
計																																																																																																																																																																																											
資本剰余金																																																																																																																																																																																											
施設費																																																																																																																																																																																											
運営費交付金																																																																																																																																																																																											
授業料																																																																																																																																																																																											
補助金等																																																																																																																																																																																											
寄附金等																																																																																																																																																																																											
目的積立金																																																																																																																																																																																											
減資差益																																																																																																																																																																																											
損益外除売却 差額相当額																																																																																																																																																																																											
区分	期首残高	当期増加額	当期																																																																																																																																																																																								
資本金																																																																																																																																																																																											
計																																																																																																																																																																																											
資本剰余金																																																																																																																																																																																											
施設費																																																																																																																																																																																											
運営費交付金																																																																																																																																																																																											
授業料																																																																																																																																																																																											
補助金等																																																																																																																																																																																											
寄附金等																																																																																																																																																																																											
目的積立金																																																																																																																																																																																											
減資差益																																																																																																																																																																																											
損益外除売却 差額相当額																																																																																																																																																																																											

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改定案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)																																																																																								
<table border="1"> <tr><td>損益外減価償却 累計額</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>損益外減損損失 累計額</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>損益外利息費用 累計額</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>民間出えん金</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>差引計</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	損益外減価償却 累計額				損益外減損損失 累計額				損益外利息費用 累計額				民間出えん金				差引計				<table border="1"> <tr><td>損益外減価償却 累計額</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>損益外減損損失 累計額</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>損益外利息費用 累計額</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>民間出えん金</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>差引計</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	損益外減価償却 累計額				損益外減損損失 累計額				損益外利息費用 累計額				民間出えん金				差引計				<table border="1"> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>損益外減価償却 累計額</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>損益外減損損失 累計額</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>損益外利息費用 累計額</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>民間出えん金</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>差引計</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	計				損益外減価償却 累計額				損益外減損損失 累計額				損益外利息費用 累計額				民間出えん金				差引計				<table border="1"> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>損益外減価償却 累計額</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>損益外減損損失 累計額</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>損益外利息費用 累計額</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>民間出えん金</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>差引計</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	計				損益外減価償却 累計額				損益外減損損失 累計額				損益外利息費用 累計額				民間出えん金				差引計			
損益外減価償却 累計額																																																																																											
損益外減損損失 累計額																																																																																											
損益外利息費用 累計額																																																																																											
民間出えん金																																																																																											
差引計																																																																																											
損益外減価償却 累計額																																																																																											
損益外減損損失 累計額																																																																																											
損益外利息費用 累計額																																																																																											
民間出えん金																																																																																											
差引計																																																																																											
計																																																																																											
損益外減価償却 累計額																																																																																											
損益外減損損失 累計額																																																																																											
損益外利息費用 累計額																																																																																											
民間出えん金																																																																																											
差引計																																																																																											
計																																																																																											
損益外減価償却 累計額																																																																																											
損益外減損損失 累計額																																																																																											
損益外利息費用 累計額																																																																																											
民間出えん金																																																																																											
差引計																																																																																											
<p>(記載上の注意)</p> <p>① 資本金について当期増加額又は当期減少額がある場合には、その発生の原因の概要を「摘要」欄に記載すること。</p> <p>② 資本金の「区分」欄には、政府出資金・地方公共団体出資金・その他の別を記載すること。</p> <p>③ 資本剰余金は、その発生源泉の区分に分けて記載すること。</p> <p>④ 資本剰余金について当期増加額又は当期減少額がある場合には、その発生の原因の概要を「摘要」欄に記載すること。</p> <p>⑤ 損益外減価償却累計額について当期減少額がある場合には、除却等発生の理由を「摘要」欄に記載すること。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>① 資本金について当期増加額又は当期減少額がある場合には、その発生の原因の概要を「摘要」欄に記載すること。</p> <p>② 資本金の「区分」欄には、政府出資金・地方公共団体出資金・その他の別を記載すること。</p> <p>③ 資本剰余金は、その発生源泉の区分に分けて記載すること。</p> <p>④ 資本剰余金について当期増加額又は当期減少額がある場合には、その発生の原因の概要を「摘要」欄に記載すること。</p> <p>⑤ 損益外減価償却累計額について当期減少額がある場合には、除却等発生の理由を「摘要」欄に記載すること。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>① 資本金について当期増加額又は当期減少額がある場合には、その発生の原因の概要を「摘要」欄に記載すること。</p> <p>② 資本金の「区分」欄には、政府出資金・その他の別を記載すること。</p> <p>③ 資本剰余金は、その発生源泉の区分に分けて記載すること。</p> <p>④ 資本剰余金について当期増加額又は当期減少額がある場合には、その発生の原因の概要を「摘要」欄に記載すること。</p> <p>⑤ 損益外減価償却累計額について当期減少額がある場合には、除却等発生の理由を「摘要」欄に記載すること。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>① 資本金について当期増加額又は当期減少額がある場合には、その発生の原因の概要を「摘要」欄に記載すること。</p> <p>② 資本金の「区分」欄には、政府出資金・その他の別を記載すること。</p> <p>③ 資本剰余金は、その発生源泉の区分に分けて記載すること。</p> <p>④ 資本剰余金について当期増加額又は当期減少額がある場合には、その発生の原因の概要を「摘要」欄に記載すること。</p> <p>⑤ 損益外減価償却累計額について当期減少額がある場合には、除却等発生の理由を「摘要」欄に記載すること。</p> <p>(以下省略)</p>																																																																																								
<p>Q 8.1—4 施設費を財源にして取得した特定償却資産の除却損は、行政サービス実施コストを構成することになるのか。</p> <p>A</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 行政サービス実施コストは「独立行政法人の業務運営に関して、国民の負担に帰せられるコスト」を意味するものであるため、資本剰余金を減額して整理された特定償却資産に係る除却損相当額は行政サービス実施コストを構成することになる。ただし、下記の例のように会計処理においては取得財源全額を資本剰余金</p>	<p>Q 8.2—4 施設費を財源にして取得した特定償却資産の除却損は、行政サービス実施コストを構成することになるのか。</p> <p>A</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 行政サービス実施コストは「独立行政法人の業務運営に関して、国民の負担に帰せられるコスト」を意味するものであるため、資本剰余金を減額して整理された特定償却資産に係る除却損相当額は行政サービス実施コストを構成することになる。ただし、下記の例のように会計処理においては取得財源全額を資本剰余金</p>	<p>Q 7.8—4 施設費を財源にして取得した特定償却資産の除却損は国立大学法人等業務実施コストを構成することになるのか。</p> <p>A</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 国立大学法人等業務実施コストは「国立大学法人等の業務運営に関して、国民の負担に帰せられるコスト」を意味するものであるため、資本剰余金を減額して整理された特定償却資産に係る除却損相当額は国立大学法人等業務実施コストを構成することになる。ただし、下記の例のように会計処理においては取得財源</p>	<p>Q 7.8—4 施設費を財源にして取得した特定償却資産の除却損は国立大学法人等業務実施コストを構成することになるのか。</p> <p>A</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 国立大学法人等業務実施コストは「国立大学法人等の業務運営に関して、国民の負担に帰せられるコスト」を意味するものであるため、資本剰余金を減額して整理された特定償却資産に係る除却損相当額は国立大学法人等業務実施コストを構成することになる。ただし、下記の例のように会計処理においては取得財源</p>																																																																																								

独立行政法人会計基準及び注解 (現行)	独立行政法人会計基準及び注解 (改定案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)																																																								
<p>から控除するが、行政サービス実施コストの計算においては、過去において行政サービス実施コストとして計上された部分を除くことに注意が必要となる。</p> <p><例示> 特定償却資産（取得価額100、損益外減価償却累計額80）の資産を除却した場合 会計処理は、</p> <table border="1" data-bbox="133 598 786 682"> <tr> <td>資本剰余金</td> <td>100</td> <td>／</td> <td>固定資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>80</td> <td>／</td> <td>損益外減価償却累計額</td> <td>80</td> </tr> </table> <p>となるが、行政サービス実施コストに計上すべき額は20となる。</p> <p><u>なお、この場合の行政サービス実施コスト計算書の表示は次のようになる。</u></p> <table border="1" data-bbox="133 903 934 1123"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>行政サービス実施コスト計算書（抜粋）</u></td> </tr> <tr> <td><u>II 損益外減価償却等相当額</u></td> <td style="text-align: right;"><u>×××</u></td> </tr> <tr> <td> <u>損益外減価償却相当額</u></td> <td style="text-align: right;"><u>×××</u></td> </tr> <tr> <td> <u>損益外固定資産除却相当額</u></td> <td style="text-align: right;"><u>20</u></td> </tr> </table>	資本剰余金	100	／	固定資産	100	減価償却累計額	80	／	損益外減価償却累計額	80	<u>行政サービス実施コスト計算書（抜粋）</u>		<u>II 損益外減価償却等相当額</u>	<u>×××</u>	<u>損益外減価償却相当額</u>	<u>×××</u>	<u>損益外固定資産除却相当額</u>	<u>20</u>	<p>から控除するが、行政サービス実施コストの計算においては、過去において行政サービス実施コストとして計上された部分を除くことに注意が必要となる。</p> <p><例示> 特定償却資産（取得価額100、損益外減価償却累計額80）の資産を除却した場合 会計処理は、</p> <table border="1" data-bbox="825 598 1478 682"> <tr> <td>資本剰余金</td> <td>100</td> <td>／</td> <td>固定資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>80</td> <td>／</td> <td>損益外減価償却累計額</td> <td>80</td> </tr> </table> <p>となるが、行政サービス実施コストに計上すべき額は20となり、<u>損益外除売却差額相当額の区分に計上することになる。</u></p>	資本剰余金	100	／	固定資産	100	減価償却累計額	80	／	損益外減価償却累計額	80	<p>全額を資本剰余金から控除するが、国立大学法人等業務実施コストの計算においては、過去において国立大学法人等業務実施コストとして計上された部分を除くことに注意が必要となる。</p> <p><例示> 特定償却資産（取得価額100、損益外減価償却累計額80）の資産を除却した場合 会計処理は、</p> <table border="1" data-bbox="1507 640 2160 724"> <tr> <td>(借) 資本剰余金</td> <td>100</td> <td>／</td> <td>(貸) 固定資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>80</td> <td>／</td> <td>損益外減価償却累計額</td> <td>80</td> </tr> </table> <p>となるが、行政サービス実施コストに計上すべき額は20となる。</p> <p><u>なお、この場合の国立大学法人等業務実施コスト計算書の表示は次のようになる。</u></p> <table border="1" data-bbox="1507 945 2309 1144"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>国立大学法人業務実施コスト計算書（抜粋）</u></td> </tr> <tr> <td><u>II 損益外減価償却等相当額</u></td> <td style="text-align: right;"><u>×××</u></td> </tr> <tr> <td> <u>損益外減価償却相当額</u></td> <td style="text-align: right;"><u>×××</u></td> </tr> <tr> <td> <u>損益外固定資産除却相当額</u></td> <td style="text-align: right;"><u>20</u></td> </tr> </table>	(借) 資本剰余金	100	／	(貸) 固定資産	100	減価償却累計額	80	／	損益外減価償却累計額	80	<u>国立大学法人業務実施コスト計算書（抜粋）</u>		<u>II 損益外減価償却等相当額</u>	<u>×××</u>	<u>損益外減価償却相当額</u>	<u>×××</u>	<u>損益外固定資産除却相当額</u>	<u>20</u>	<p>全額を資本剰余金から控除するが、国立大学法人等業務実施コストの計算においては、過去において国立大学法人等業務実施コストとして計上された部分を除くことに注意が必要となる。</p> <p><例示> 特定償却資産（取得価額100、損益外減価償却累計額80）の資産を除却した場合 会計処理は、</p> <table border="1" data-bbox="2190 640 2843 724"> <tr> <td>(借) 資本剰余金</td> <td>100</td> <td>／</td> <td>(貸) 固定資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>80</td> <td>／</td> <td>損益外減価償却累計額</td> <td>80</td> </tr> </table> <p>となるが、行政サービス実施コストに計上すべき額は20となり、<u>損益外除売却差額相当額の区分に計上することになる。</u></p>	(借) 資本剰余金	100	／	(貸) 固定資産	100	減価償却累計額	80	／	損益外減価償却累計額	80
資本剰余金	100	／	固定資産	100																																																							
減価償却累計額	80	／	損益外減価償却累計額	80																																																							
<u>行政サービス実施コスト計算書（抜粋）</u>																																																											
<u>II 損益外減価償却等相当額</u>	<u>×××</u>																																																										
<u>損益外減価償却相当額</u>	<u>×××</u>																																																										
<u>損益外固定資産除却相当額</u>	<u>20</u>																																																										
資本剰余金	100	／	固定資産	100																																																							
減価償却累計額	80	／	損益外減価償却累計額	80																																																							
(借) 資本剰余金	100	／	(貸) 固定資産	100																																																							
減価償却累計額	80	／	損益外減価償却累計額	80																																																							
<u>国立大学法人業務実施コスト計算書（抜粋）</u>																																																											
<u>II 損益外減価償却等相当額</u>	<u>×××</u>																																																										
<u>損益外減価償却相当額</u>	<u>×××</u>																																																										
<u>損益外固定資産除却相当額</u>	<u>20</u>																																																										
(借) 資本剰余金	100	／	(貸) 固定資産	100																																																							
減価償却累計額	80	／	損益外減価償却累計額	80																																																							
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Q91-1 会計基準第87に定める特定の償却資産や運営費交付金により取得した償却資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等は全て、会計基準第91に定める資産除去債務に係る特定の除去費用等に該当することになると考えてよいか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>1 会計基準第91（資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理）が適用される資産除去債務に係る除去費用等は、主務大臣が当該独立行政法人の財務構造等を勘案して、当該除去費用等の発生期間において当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして、個別に除去費用等を特定していることが必要である。したがって、会計基準第87に定める特定の償却資産及び運営費交付金により取得した償却資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等が直ちに会計基</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Q88-1 会計基準第84に定める特定の償却資産や運営費交付金により取得した償却資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等は全て、会計基準第88に定める資産除去債務に係る特定の除去費用等に該当することになると考えてよいか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>1 会計基準第88（資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理）が適用される資産除去債務に係る除去費用等は、文部科学大臣が当該独立行政法人の財務構造等を勘案して、当該除去費用等の発生期間において当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして、個別に除去費用等を特定していることが必要である。したがって、会計基準第84に定める特定の償却資産及び運営費交付金により取得した償却資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等が直ちに会</u></p>																																																								

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改定案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p><u>準第91に定める特定の除去費用等に該当するという ことにはならない。</u></p> <p><u>2 主務大臣においては、当該除去費用等に関連する償 却資産の状況、当該除去費用等の金額、除去債務が建 物等の賃借契約に係る場合にあっては敷金計上の有無 等を勘案し、当該除去費用等の発生期間において当該 費用に対応すべき収益を獲得することが可能かどうか 等について判断の上、特定することになると考えられ る。</u></p> <p><u>3 なお、主務大臣による特定の手続等については、会 計基準第87（特定の償却資産の減価に係る会計処 理）が適用される資産の特定の手続に準ずることが適 当と考えられる。</u></p>		<p><u>計基準第88に定める特定の除去費用等に該当する ということにはならない。</u></p> <p><u>2 文部科学大臣においては、当該除去費用等に関連す る償却資産の状況、当該除去費用等の金額、除去債務 が建物等の賃借契約に係る場合にあっては敷金計上の 有無等を勘案し、当該除去費用等の発生期間において 当該費用に対応すべき収益を獲得することが可能かど うか等について判断の上、特定することになると考え られる。</u></p> <p><u>3 なお、文部科学大臣による特定の手続等について は、会計基準第84（特定の償却資産の減価に係る会 計処理）が適用される資産の特定の手続に準ずること が適当と考えられる。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>Q91-2 運営費交付金や施設費で取得した資産に係 る資産除去債務について、会計基準第91による特定 の除去費用等とせずに、毎年度発生する除去費用等を 費用計上した場合、これに対応して毎年度の運営費交 付金債務の収益化を行う会計処理は認められるか（運 営費交付金収益の計上基準として費用進行基準を採用 している場合とする。）。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>1 運営費交付金は、通常、独立行政法人に負託された 業務に係る支出額に対応する形で措置されることから 、費用は発生するが支出を伴わない除去費用等につ いては運営費交付金の算定対象に含まれていない。</u></p> <p><u>2 運営費交付金の収益化の考え方は、注解60第2項 に示されているところであるが、業務と交付金との対 応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は業 務のための支出額を限度として収益化するものとされ ており、支出を伴わない費用に対応させた運営費交付 金債務の収益化は想定していない。</u></p> <p><u>3 また、仮に、支出を伴わない除去費用等について運 営費交付金債務を収益化した場合には、将来の資産除 去債務の履行時まで、当該収益化相当額が独立行政法</u></p>	<u>(新設)</u>	<p><u>Q88-2 運営費交付金や施設費で取得した資産に係 る資産除去債務について、会計基準第88による特定 の除去費用等とせずに、毎年度発生する除去費用等を 費用計上した場合、これに対応して毎年度の運営費交 付金債務の収益化を行う会計処理は認められるか（運 営費交付金収益の計上基準として費用進行基準を採用 している場合とする。）。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>1 運営費交付金は、通常、国立大学法人等に負託され た業務に係る支出額に対応する形で措置されることか ら、費用は発生するが支出を伴わない除去費用等につ いては運営費交付金の算定対象に含まれていない。</u></p> <p><u>2 運営費交付金の収益化の考え方は、注解50第2項 に示されているところであるが、業務と交付金との対 応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は業 務のための支出額を限度として収益化するものとされ ており、支出を伴わない費用に対応させた運営費交付 金債務の収益化は想定していない。</u></p> <p><u>3 また、仮に、支出を伴わない除去費用等について運 営費交付金債務を収益化した場合には、将来の資産除 去債務の履行時まで、当該収益化相当額が国立大学法</u></p>

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改定案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)																
	<p><u>人に留保されることとなるため、予算の効率的な執行の観点からも適当ではないと考えられる。</u></p>		<p><u>人等に留保されることとなるため、予算の効率的な執行の観点からも適当ではないと考えられる。</u></p>																
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Q 9 1 - 3 資産除去債務に係る特定の除去費用等に係る会計処理(仕訳)はどのように行うのか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>1 独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額することとなる。</u></p> <p><u>2 以下に、具体的な事例に則して、説明を加える。</u></p> <p><u>前提条件</u></p> <p><u>X1年4月1日に設備Aを取得し、使用を開始した。当該設備の取得原価は10,000、耐用年数は5年であり、法人には当該設備を使用後に除去する法的義務が発生している。当該設備の除去時の支出見積額は1,000。なお、当該資産除去債務に対応する除去費用等は、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定されている。</u></p> <p><u>X6年3月31日に設備Aを除去したが、実際の除去に係る支出額は1,050であった(財源は施設費とする。)</u></p> <p><u>資産除去債務は取得時にのみ発生するものとし、法人は当該設備について残存価額ゼロで定額法により減価償却を行っている。割引率は3.0%とする。</u></p> <p><u>①設備Aが特定の償却資産の場合(設備Aの財源は施設費とする)</u></p> <p><u>(1) 20X1年4月1日</u></p> <p><u>設備Aの取得と関連する資産除去債務の計上</u></p> <table border="1" data-bbox="522 1696 1472 1780"> <tr> <td>有形固定資産(設備A)</td> <td>10,863</td> <td>現金預金</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>/資産除債務(*1)</td> <td>863</td> </tr> </table> <p><u>(*1) 将来キャッシュ・フロー見積額1,000/(1.03)⁵=863</u></p>	有形固定資産(設備A)	10,863	現金預金	10,000			/資産除債務(*1)	863	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Q 8 8 - 3 資産除去債務に係る特定の除去費用等に係る会計処理(仕訳)はどのように行うのか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>1 国立大学法人等が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額することとなる。</u></p> <p><u>2 以下に、具体的な事例に則して、説明を加える。</u></p> <p><u>前提条件</u></p> <p><u>X1年4月1日に設備Aを取得し、使用を開始した。当該設備の取得原価は10,000、耐用年数は5年であり、法人には当該設備を使用後に除去する法的義務が発生している。当該設備の除去時の支出見積額は1,000。なお、当該資産除去債務に対応する除去費用等は、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定されている。</u></p> <p><u>X6年3月31日に設備Aを除去したが、実際の除去に係る支出額は1,050であった(財源は施設費とする。)</u></p> <p><u>資産除去債務は取得時にのみ発生するものとし、法人は当該設備について残存価額ゼロで定額法により減価償却を行っている。割引率は3.0%とする。</u></p> <p><u>①設備Aが特定の償却資産の場合(設備Aの財源は施設費とする)</u></p> <p><u>(1) 20X1年4月1日</u></p> <p><u>設備Aの取得と関連する資産除去債務の計上</u></p> <table border="1" data-bbox="1887 1696 2837 1780"> <tr> <td>有形固定資産(設備A)</td> <td>10,863</td> <td>現金預金</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>/資産除債務(*1)</td> <td>863</td> </tr> </table> <p><u>(*1) 将来キャッシュ・フロー見積額1,000/(1.03)⁵=863</u></p>	有形固定資産(設備A)	10,863	現金預金	10,000			/資産除債務(*1)	863
有形固定資産(設備A)	10,863	現金預金	10,000																
		/資産除債務(*1)	863																
有形固定資産(設備A)	10,863	現金預金	10,000																
		/資産除債務(*1)	863																

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改定案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改定案)																																																																								
<p><u>設備Aと資産計上した除去費用の減価償却</u></p> <p>損益外減価償却累計額(*9) 2,173/減価償却累計額 2,173</p> <p>(*9) 設備Aの減価償却費10,000/5年+除去費用資産計上額863/5年=2,173</p> <p>(6) 20X6年3月31日 時の経過による資産除去債務の増加</p> <p>損益外利息費用累計額 29/資産除去債務(*10) 29</p> <p>(*10) 20X5年3月31日における資産除去債務(863+26+27+27+28)×3.0%=29</p> <p><u>設備Aと資産計上した除去費用の減価償却</u></p> <p>損益外減価償却累計額(*11) 2,171/減価償却累計額 2,173</p> <p>(*11) 設備Aの減価償却費10,000/5年+除去費用資産計上額863-173×4=2,171</p> <p><u>設備Aの除去及び資産除去債務の履行</u></p> <p>設備Aを使用終了に伴い除去することとする。特定された除去費用等については、<u>資産除去の実行時において、その実際の発生額を損益計算上の費用に計上するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="483 1098 1472 1276"> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>10,863/有形固定資産(設備A)</td> <td>10,863</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務(*12)</td> <td>1,000/現金預金</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>除去費用</td> <td>1,050/損益外利息費用累計額</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>資本剰余金(*13)</td> <td>10,000/損益外減価償却累計額</td> <td>10,863</td> </tr> </table> <p>(*12) 20X6年3月31日における資産除去債務863+26+27+27+28+29=1,000</p> <p>(*13) 陳腐化等のために除却処分する場合を想定。</p> <p><u>財源として措置された預り施設費の振替(収益化)</u></p> <p>預り施設費 1,050/施設費収益 1,050</p> <p>② <u>設備Aが取得時に資産見返勘定が計上されている償却資産の場合(設備Aの財源は運営費交付金であった)</u></p> <p>(1) 20X1年4月1日 設備Aの取得と関連する資産除去債務の計上</p> <table border="1" data-bbox="483 1759 1472 1843"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>10,863/現金預金</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>/資産除去債務(*1)</td> <td>863</td> </tr> </table> <p>(*1) 将来キャッシュ・フロー見積額1,000/(1.03)⁵=863</p>	減価償却累計額	10,863/有形固定資産(設備A)	10,863	資産除去債務(*12)	1,000/現金預金	1,050	除去費用	1,050/損益外利息費用累計額	137	資本剰余金(*13)	10,000/損益外減価償却累計額	10,863	有形固定資産	10,863/現金預金	10,000		/資産除去債務(*1)	863	<p><u>設備Aと資産計上した除去費用の減価償却</u></p> <p>損益外減価償却累計額(*9) 2,173/減価償却累計額 2,173</p> <p>(*9) 設備Aの減価償却費10,000/5年+除去費用資産計上額863/5年=2,173</p> <p>(6) 20X6年3月31日 時の経過による資産除去債務の増加</p> <p>損益外利息費用累計額 29/資産除去債務(*10) 29</p> <p>(*10) 20X5年3月31日における資産除去債務(863+26+27+27+28)×3.0%=29</p> <p><u>設備Aと資産計上した除去費用の減価償却</u></p> <p>損益外減価償却累計額(*11) 2,171/減価償却累計額 2,173</p> <p>(*11) 設備Aの減価償却費10,000/5年+除去費用資産計上額863-173×4=2,171</p> <p><u>設備Aの除去及び資産除去債務の履行</u></p> <p>設備Aを使用終了に伴い除去することとする。特定された除去費用等については、<u>資産除去の実行時において、その実際の発生額を損益計算上の費用に計上するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1849 1098 2837 1276"> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>10,863/有形固定資産(設備A)</td> <td>10,863</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務(*12)</td> <td>1,000/現金預金</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>除去費用</td> <td>1,050/損益外利息費用累計額</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>資本剰余金(*13)</td> <td>10,000/損益外減価償却累計額</td> <td>10,863</td> </tr> </table> <p>(*12) 20X6年3月31日における資産除去債務863+26+27+27+28+29=1,000</p> <p>(*13) 陳腐化等のために除却処分する場合を想定。</p> <p><u>財源として措置された預り施設費の振替(収益化)</u></p> <p>預り施設費 1,050/施設費収益 1,050</p> <p>② <u>設備Aが取得時に資産見返勘定が計上されている償却資産の場合(設備Aの財源は運営費交付金であった)</u></p> <p>(1) 20X1年4月1日 設備Aの取得と関連する資産除去債務の計上</p> <table border="1" data-bbox="1849 1759 2837 1843"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>10,863/現金預金</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>/資産除去債務(*1)</td> <td>863</td> </tr> </table> <p>(*1) 将来キャッシュ・フロー見積額1,000/(1.03)⁵=863</p>	減価償却累計額	10,863/有形固定資産(設備A)	10,863	資産除去債務(*12)	1,000/現金預金	1,050	除去費用	1,050/損益外利息費用累計額	137	資本剰余金(*13)	10,000/損益外減価償却累計額	10,863	有形固定資産	10,863/現金預金	10,000		/資産除去債務(*1)	863	<p><u>設備Aと資産計上した除去費用の減価償却</u></p> <p>損益外減価償却累計額(*9) 2,173/減価償却累計額 2,173</p> <p>(*9) 設備Aの減価償却費10,000/5年+除去費用資産計上額863/5年=2,173</p> <p>(6) 20X6年3月31日 時の経過による資産除去債務の増加</p> <p>損益外利息費用累計額 29/資産除去債務(*10) 29</p> <p>(*10) 20X5年3月31日における資産除去債務(863+26+27+27+28)×3.0%=29</p> <p><u>設備Aと資産計上した除去費用の減価償却</u></p> <p>損益外減価償却累計額(*11) 2,171/減価償却累計額 2,173</p> <p>(*11) 設備Aの減価償却費10,000/5年+除去費用資産計上額863-173×4=2,171</p> <p><u>設備Aの除去及び資産除去債務の履行</u></p> <p>設備Aを使用終了に伴い除去することとする。特定された除去費用等については、<u>資産除去の実行時において、その実際の発生額を損益計算上の費用に計上するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1849 1098 2837 1276"> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>10,863/有形固定資産(設備A)</td> <td>10,863</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務(*12)</td> <td>1,000/現金預金</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>除去費用</td> <td>1,050/損益外利息費用累計額</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>資本剰余金(*13)</td> <td>10,000/損益外減価償却累計額</td> <td>10,863</td> </tr> </table> <p>(*12) 20X6年3月31日における資産除去債務863+26+27+27+28+29=1,000</p> <p>(*13) 陳腐化等のために除却処分する場合を想定。</p> <p><u>財源として措置された預り施設費の振替(収益化)</u></p> <p>預り施設費 1,050/施設費収益 1,050</p> <p>② <u>設備Aが取得時に資産見返勘定が計上されている償却資産の場合(設備Aの財源は運営費交付金であった)</u></p> <p>(1) 20X1年4月1日 設備Aの取得と関連する資産除去債務の計上</p> <table border="1" data-bbox="1849 1759 2837 1843"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>10,863/現金預金</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>/資産除去債務(*1)</td> <td>863</td> </tr> </table> <p>(*1) 将来キャッシュ・フロー見積額1,000/(1.03)⁵=863</p>	減価償却累計額	10,863/有形固定資産(設備A)	10,863	資産除去債務(*12)	1,000/現金預金	1,050	除去費用	1,050/損益外利息費用累計額	137	資本剰余金(*13)	10,000/損益外減価償却累計額	10,863	有形固定資産	10,863/現金預金	10,000		/資産除去債務(*1)	863	<p><u>設備Aと資産計上した除去費用の減価償却</u></p> <p>損益外減価償却累計額(*9) 2,173/減価償却累計額 2,173</p> <p>(*9) 設備Aの減価償却費10,000/5年+除去費用資産計上額863/5年=2,173</p> <p>(6) 20X6年3月31日 時の経過による資産除去債務の増加</p> <p>損益外利息費用累計額 29/資産除去債務(*10) 29</p> <p>(*10) 20X5年3月31日における資産除去債務(863+26+27+27+28)×3.0%=29</p> <p><u>設備Aと資産計上した除去費用の減価償却</u></p> <p>損益外減価償却累計額(*11) 2,171/減価償却累計額 2,173</p> <p>(*11) 設備Aの減価償却費10,000/5年+除去費用資産計上額863-173×4=2,171</p> <p><u>設備Aの除去及び資産除去債務の履行</u></p> <p>設備Aを使用終了に伴い除去することとする。特定された除去費用等については、<u>資産除去の実行時において、その実際の発生額を損益計算上の費用に計上するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1849 1098 2837 1276"> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>10,863/有形固定資産(設備A)</td> <td>10,863</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務(*12)</td> <td>1,000/現金預金</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>除去費用</td> <td>1,050/損益外利息費用累計額</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>資本剰余金(*13)</td> <td>10,000/損益外減価償却累計額</td> <td>10,863</td> </tr> </table> <p>(*12) 20X6年3月31日における資産除去債務863+26+27+27+28+29=1,000</p> <p>(*13) 陳腐化等のために除却処分する場合を想定。</p> <p><u>財源として措置された預り施設費の振替(収益化)</u></p> <p>預り施設費 1,050/施設費収益 1,050</p> <p>② <u>設備Aが取得時に資産見返勘定が計上されている償却資産の場合(設備Aの財源は運営費交付金であった)</u></p> <p>(1) 20X1年4月1日 設備Aの取得と関連する資産除去債務の計上</p> <table border="1" data-bbox="1849 1759 2837 1843"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>10,863/現金預金</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>/資産除去債務(*1)</td> <td>863</td> </tr> </table> <p>(*1) 将来キャッシュ・フロー見積額1,000/(1.03)⁵=863</p>	減価償却累計額	10,863/有形固定資産(設備A)	10,863	資産除去債務(*12)	1,000/現金預金	1,050	除去費用	1,050/損益外利息費用累計額	137	資本剰余金(*13)	10,000/損益外減価償却累計額	10,863	有形固定資産	10,863/現金預金	10,000		/資産除去債務(*1)	863
減価償却累計額	10,863/有形固定資産(設備A)	10,863																																																																									
資産除去債務(*12)	1,000/現金預金	1,050																																																																									
除去費用	1,050/損益外利息費用累計額	137																																																																									
資本剰余金(*13)	10,000/損益外減価償却累計額	10,863																																																																									
有形固定資産	10,863/現金預金	10,000																																																																									
	/資産除去債務(*1)	863																																																																									
減価償却累計額	10,863/有形固定資産(設備A)	10,863																																																																									
資産除去債務(*12)	1,000/現金預金	1,050																																																																									
除去費用	1,050/損益外利息費用累計額	137																																																																									
資本剰余金(*13)	10,000/損益外減価償却累計額	10,863																																																																									
有形固定資産	10,863/現金預金	10,000																																																																									
	/資産除去債務(*1)	863																																																																									
減価償却累計額	10,863/有形固定資産(設備A)	10,863																																																																									
資産除去債務(*12)	1,000/現金預金	1,050																																																																									
除去費用	1,050/損益外利息費用累計額	137																																																																									
資本剰余金(*13)	10,000/損益外減価償却累計額	10,863																																																																									
有形固定資産	10,863/現金預金	10,000																																																																									
	/資産除去債務(*1)	863																																																																									
減価償却累計額	10,863/有形固定資産(設備A)	10,863																																																																									
資産除去債務(*12)	1,000/現金預金	1,050																																																																									
除去費用	1,050/損益外利息費用累計額	137																																																																									
資本剰余金(*13)	10,000/損益外減価償却累計額	10,863																																																																									
有形固定資産	10,863/現金預金	10,000																																																																									
	/資産除去債務(*1)	863																																																																									

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改定案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改定案)																																													
<p><u>設備Aと資産計上した除去費用の減価償却</u></p> <table border="1" data-bbox="498 331 1457 415"> <tr> <td>減価償却費(*11-1)</td> <td>2,000/</td> </tr> <tr> <td>損益外減価償却累計額(*11-2)</td> <td>171/減価償却累計額 2,171</td> </tr> </table> <p>(*11-1) 設備Aの減価償却費10,000/5年=2,000 (*11-2) 除去費用資産計上額863-173×4=171</p> <p><u>設備Aの減価償却費相当額について資産見返運営費交付金から資産見返運営費交付金戻入として収益振替</u></p> <table border="1" data-bbox="498 657 1457 699"> <tr> <td>資産見返運営費交付金</td> <td>2,000/資産見返運営費交付金収益</td> <td>2,000</td> </tr> </table> <p><u>設備Aの除去及び資産除去債務の履行</u></p> <p><u>設備Aを使用終了に伴い除去することとする。特定された除去費用等については、資産除去の実行時において、その実際の発生額を損益計算上の費用に計上するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="498 951 1457 1119"> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>10,863/有形固定資産(設備A)</td> <td>10,863</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務(*12)</td> <td>1,000/現金預金</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>除去費用</td> <td>1,050/損益外利息費用累計額</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td></td> <td>/損益外減価償却累計額</td> <td>863</td> </tr> </table> <p>(*12) 20X6年3月31日における資産除去債務863+26+27+27+28+29=1,000</p> <p><u>財源として措置された預り施設費の振替(収益化)</u></p> <table border="1" data-bbox="498 1276 1457 1318"> <tr> <td>預り施設費</td> <td>1,050/施設費収益</td> <td>1,050</td> </tr> </table>	減価償却費(*11-1)	2,000/	損益外減価償却累計額(*11-2)	171/減価償却累計額 2,171	資産見返運営費交付金	2,000/資産見返運営費交付金収益	2,000	減価償却累計額	10,863/有形固定資産(設備A)	10,863	資産除去債務(*12)	1,000/現金預金	1,050	除去費用	1,050/損益外利息費用累計額	137		/損益外減価償却累計額	863	預り施設費	1,050/施設費収益	1,050	<p><u>設備Aと資産計上した除去費用の減価償却</u></p> <table border="1" data-bbox="1872 331 2831 415"> <tr> <td>減価償却費(*11-1)</td> <td>2,000/</td> </tr> <tr> <td>損益外減価償却累計額(*11-2)</td> <td>171/減価償却累計額</td> <td>2,171</td> </tr> </table> <p>(*11-1) 設備Aの減価償却費10,000/5年=2,000 (*11-2) 除去費用資産計上額863-173×4=171</p> <p><u>設備Aの減価償却費相当額について資産見返運営費交付金から資産見返運営費交付金戻入として収益振替</u></p> <table border="1" data-bbox="1872 657 2831 699"> <tr> <td>資産見返運営費交付金</td> <td>2,000/資産見返運営費交付金収益</td> <td>2,000</td> </tr> </table> <p><u>設備Aの除去及び資産除去債務の履行</u></p> <p><u>設備Aを使用終了に伴い除去することとする。特定された除去費用等については、資産除去の実行時において、その実際の発生額を損益計算上の費用に計上するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1872 951 2831 1119"> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>10,863/有形固定資産(設備A)</td> <td>10,863</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務(*12)</td> <td>1,000/現金預金</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>除去費用</td> <td>1,050/損益外利息費用累計額</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td></td> <td>/損益外減価償却累計額</td> <td>863</td> </tr> </table> <p>(*12) 20X6年3月31日における資産除去債務863+26+27+27+28+29=1,000</p> <p><u>財源として措置された預り施設費の振替(収益化)</u></p> <table border="1" data-bbox="1872 1276 2831 1318"> <tr> <td>預り施設費</td> <td>1,050/施設費収益</td> <td>1,050</td> </tr> </table>	減価償却費(*11-1)	2,000/	損益外減価償却累計額(*11-2)	171/減価償却累計額	2,171	資産見返運営費交付金	2,000/資産見返運営費交付金収益	2,000	減価償却累計額	10,863/有形固定資産(設備A)	10,863	資産除去債務(*12)	1,000/現金預金	1,050	除去費用	1,050/損益外利息費用累計額	137		/損益外減価償却累計額	863	預り施設費	1,050/施設費収益	1,050		
減価償却費(*11-1)	2,000/																																															
損益外減価償却累計額(*11-2)	171/減価償却累計額 2,171																																															
資産見返運営費交付金	2,000/資産見返運営費交付金収益	2,000																																														
減価償却累計額	10,863/有形固定資産(設備A)	10,863																																														
資産除去債務(*12)	1,000/現金預金	1,050																																														
除去費用	1,050/損益外利息費用累計額	137																																														
	/損益外減価償却累計額	863																																														
預り施設費	1,050/施設費収益	1,050																																														
減価償却費(*11-1)	2,000/																																															
損益外減価償却累計額(*11-2)	171/減価償却累計額	2,171																																														
資産見返運営費交付金	2,000/資産見返運営費交付金収益	2,000																																														
減価償却累計額	10,863/有形固定資産(設備A)	10,863																																														
資産除去債務(*12)	1,000/現金預金	1,050																																														
除去費用	1,050/損益外利息費用累計額	137																																														
	/損益外減価償却累計額	863																																														
預り施設費	1,050/施設費収益	1,050																																														
4. 不要財産の国庫納付に関する会計処理																																																
(新設)	<p>Q98-1 政府出資に係る不要財産に係る国庫納付を行った場合の資本金の減少の会計処理はどのようなのか。</p> <p>A</p> <p><u>独立行政法人が通則法第46条の2の規定により不要財産に係る国庫納付を行った場合において、当該不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額を減少することとなる。</u></p> <p><u>以下、政府出資に係る不要財産に係る国庫納付に伴</u></p>		<table border="1" data-bbox="1804 1486 2546 1612"> <tr> <td>国立大学法人等は、独立行政法人通則法の不要財産の国庫納付等について定めた条文を準用しないため、変更はない。</td> </tr> </table>	国立大学法人等は、独立行政法人通則法の不要財産の国庫納付等について定めた条文を準用しないため、変更はない。																																												
国立大学法人等は、独立行政法人通則法の不要財産の国庫納付等について定めた条文を準用しないため、変更はない。																																																

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改定案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改定案)																																													
	<p><u>う 資本金の減少の会計処理について事例に則して説明する。</u></p> <p><u>前提条件</u></p> <p><u>償却資産については、取得時の価額100の資産(耐用年数5年で定額法、残存価額ゼロ)を一年後に現物又は売却して納付した場合、非償却資産については、取得時の価額100の資産をその後に現物又は売却して納付した場合とする。</u></p> <p><u>なお、①売却金額、②国庫納付額及び③独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額は、それぞれ以下のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="486 852 1457 1129"> <thead> <tr> <th rowspan="2">納付方法・①売却金額</th> <th rowspan="2">②国庫納付額</th> <th colspan="2">③独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額</th> </tr> <tr> <th>現物出資の場合</th> <th>金銭出資の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現物納付の場合</td> <td>現物</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">売却して納付の場合</td> <td>120で売却</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>60で売却</td> <td>100</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 現物出資の場合</p> <p>(取得時) 資産 100 / 資本金 100</p> <p>① 現物納付した場合</p> <p>a 通常の償却資産の場合(会計基準第87の適用がない場合)</p> <table border="1" data-bbox="537 1318 1436 1465"> <tbody> <tr> <td>(減価償却)</td> <td>減価償却費</td> <td>20 / 減価償却累計額</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>(返納時)</td> <td>資本金</td> <td>100 / 資本剰余金(減資差益)</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>減価償却累計額</td> <td>20 / 資本剰余金(減資差益)</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 特定の償却資産の場合(会計基準第87の適用がある場合)</p> <table border="1" data-bbox="537 1514 1436 1654"> <tbody> <tr> <td>(減価償却)</td> <td>損益外減価償却費</td> <td>20 / 減価償却累計額</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>(返納時)</td> <td>資本金</td> <td>100 / 資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>減価償却累計額</td> <td>20 / 損益外減価償却累計額</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>c 非償却資産の場合</p> <table border="1" data-bbox="537 1696 1436 1738"> <tbody> <tr> <td>(返納時)</td> <td>資本金</td> <td>100 / 資産</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 資産を売却し、現金で納付した場合</p> <p>a 通常の償却資産の場合(会計基準第87の適用がない場合)</p>	納付方法・①売却金額	②国庫納付額	③独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額		現物出資の場合	金銭出資の場合	現物納付の場合	現物	100	100	売却して納付の場合	120で売却	100	100	60で売却	100	60	(減価償却)	減価償却費	20 / 減価償却累計額	20	(返納時)	資本金	100 / 資本剰余金(減資差益)	100		減価償却累計額	20 / 資本剰余金(減資差益)	20	(減価償却)	損益外減価償却費	20 / 減価償却累計額	20	(返納時)	資本金	100 / 資産	100		減価償却累計額	20 / 損益外減価償却累計額	20	(返納時)	資本金	100 / 資産	100		
納付方法・①売却金額	②国庫納付額			③独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額																																												
		現物出資の場合	金銭出資の場合																																													
現物納付の場合	現物	100	100																																													
売却して納付の場合	120で売却	100	100																																													
	60で売却	100	60																																													
(減価償却)	減価償却費	20 / 減価償却累計額	20																																													
(返納時)	資本金	100 / 資本剰余金(減資差益)	100																																													
	減価償却累計額	20 / 資本剰余金(減資差益)	20																																													
(減価償却)	損益外減価償却費	20 / 減価償却累計額	20																																													
(返納時)	資本金	100 / 資産	100																																													
	減価償却累計額	20 / 損益外減価償却累計額	20																																													
(返納時)	資本金	100 / 資産	100																																													

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p>(減価償却) 減価償却費 20 / 減価償却累計額 20</p> <p>イ 120で売却した場合 (現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 120 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 固定資産売却益 40</p> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 120 国庫納付 (臨時損失) 20 /</p> <p>ロ 60で売却した場合 (現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 60 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 固定資産売却益 40 固定資産売却損 20 /</p> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 120 国庫納付金 (臨時損失) 20 /</p> <p>b 特定の償却資産の場合 (会計基準第87の適用がある場合)</p> <p>(減価償却) 損益外減価償却累計額 20 / 減価償却累計額 20</p> <p>イ 120で売却した場合 (現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 120 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 40 / 固定資産売却益 20</p> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 120 国庫納付 (臨時損失) 20 /</p> <p>ロ 60で売却した場合 (現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 60 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 損益外減価償却資産売却益 20 固定資産売却損 40 /</p> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 60 / 資本剰余金 (減資差益) 40</p> <p>c 非償却資産の場合</p> <p>イ 120で売却した場合 (現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 120 / 土地 100 / 固定資産売却益 20</p> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 120 国庫納付 (臨時損失) 20 /</p> <p>ロ 60で売却した場合 (現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 60 / 土地 100 固定資産売却損 40 /</p>		

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p>(返納時) 資本金 60 / 現金 60 / 資本剰余金 (減資差益) 40</p> <p>(2) 金銭出資の場合</p> <p>(出資時) 現金 100 / 資本金 100 (取得時) 資産 100 / 現金 100</p> <p>① 現物納付した場合</p> <p>a 通常の償却資産の場合 (会計基準第87の適用がない場合)</p> <p>(減価償却) 減価償却費 20 / 減価償却累計額 20 (返納時) 資本金 100 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 資本剰余金 (減資差益) 20</p> <p>b 特定の償却資産の場合 (会計基準第87の適用がある場合)</p> <p>(減価償却) 損益外減価償却累計額 20 / 減価償却累計額 20 (返納時) 資本金 100 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 20</p> <p>c 非償却資産の場合</p> <p>(返納時) 資本金 100 / 資産 100</p> <p>② 資産を売却し、現金で納付した場合</p> <p>a 通常の償却資産の場合 (会計基準第87の適用がない場合)</p> <p>(減価償却) 減価償却費 20 / 減価償却累計額 20</p> <p>イ 120で売却した場合 (現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 120 / 土地 100 減価償却累計額 20 / 固定資産売却益 40 (返納時) 資本金 100 / 現金 120 国庫納付 (臨時損失) 20 /</p> <p>ロ 60で売却した場合 (現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 60 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 固定資産売却損 20 /</p> <p>(返納時) 資本金 60 / 現金 60</p> <p>b 特定の償却資産の場合 (会計基準第87の適用がある場合)</p> <p>(減価償却) 損益外減価償却累計額 20 / 減価償却累計額 20</p> <p>イ 120で売却した場合 (現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 120 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 40 / 固定資産売却益 20</p>		

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改定案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p>(返納時) 資本金 100 / 現金 120 国庫納付 (臨時損失) 20 /</p> <p>ロ 60で売却した場合 (現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 60 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 損益外減価資産売却益 20 固定資産売却損 40 /</p> <p>(返納時) 資本金 60 / 現金 60</p> <p>C 非償却資産の場合</p> <p>イ 120で売却した場合 (現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 120 / 土地 100 / 固定資産売却益 20</p> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 120 国庫納付 (臨時損失) 20 /</p> <p>ロ 60で売却した場合 (現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 60 / 土地 100 固定資産売却損 40 /</p> <p>(返納時) 資本金 60 / 現金 60</p>		
	<p>Q98-2 取得時において資本剰余金として計上された資産を不要財産として国庫納付した場合の資本剰余金の減少の会計処理はどのようになるのか。</p> <p>A</p> <p>独立行政法人が政府からの支出により取得した固定資産の中には、取得原資拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、独立行政法人の財産的基礎を構成すると認められる場合に、相当額を資本剰余金として計上する資産が存在する。このため、基準第98第3項において、取得時に資本剰余金として計上された資産を不要財産として国庫納付した場合は、資本金の減少に係る会計処理に準じて、当該納付に係る部分の金額を資本剰余金から減少することとされている。</p> <p>以下、施設費等により取得し、資本剰余金に計上された資産を不要財産として国庫納付した場合の会計処理について、事例に則して説明を加える。</p>	<div data-bbox="1804 1226 2543 1350" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>国立大学法人等は、独立行政法人通則法の不要財産の国庫納付等について定めた条文を準用しないため、変更はない。</p> </div>	

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改定案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改定案)																																																																																					
	<p><u>前提条件</u></p> <p><u>償却資産については、取得時の価額100の資産（耐用年数5年で定額法、残存価額ゼロ）を一年後に現物又は売却して納付した場合、非償却資産については、取得時の価額100の資産をその後に現物又は売却して納付した場合とする。</u></p> <p><u>なお、売却して納付した場合の国庫納付額については、120で売却した場合は120、60で売却した場合は60とする。</u></p>																																																																																							
	<table border="1" style="border-style: dashed; border-color: red;"> <tr> <td>(取得時)</td> <td>資産</td> <td>100</td> <td>現金</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>預り施設費</td> <td>100</td> <td>資本剰余金</td> <td>100</td> </tr> </table> <p>① 現物納付した場合</p> <p>a 通常の償却資産の場合（会計基準第87の適用がない場合）</p> <table border="1" style="border-style: dashed; border-color: red;"> <tr> <td>(減価償却)</td> <td>減価償却費</td> <td>20</td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>(返納時)</td> <td>資本金剰余金</td> <td>80</td> <td>資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>b 特定の償却資産の場合（会計基準第87の適用がある場合）</p> <table border="1" style="border-style: dashed; border-color: red;"> <tr> <td>(減価償却)</td> <td>損益外減価償却費</td> <td>20</td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>(返納時)</td> <td>資本剰余金</td> <td>100</td> <td>資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> <td>損益外減価償却累計額</td> <td>20</td> </tr> </table> <p>c 非償却資産の場合</p> <table border="1" style="border-style: dashed; border-color: red;"> <tr> <td>(返納時)</td> <td>資本金剰余金</td> <td>100</td> <td>資産</td> <td>100</td> </tr> </table> <p>② 資産を売却し、現金で納付した場合</p> <p>a 通常の償却資産の場合（会計基準第87の適用がない場合）</p> <table border="1" style="border-style: dashed; border-color: red;"> <tr> <td>(減価償却)</td> <td>減価償却費</td> <td>20</td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> </tr> </table> <p>イ 120で売却した場合（現金取引とする）</p> <table border="1" style="border-style: dashed; border-color: red;"> <tr> <td>(売却時)</td> <td>現金</td> <td>120</td> <td>資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> <td>固定資産売却益</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>(返納時)</td> <td>資本金剰余金</td> <td>100</td> <td>現金</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国庫納付（臨時損失）</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>ロ 60で売却した場合（現金取引とする）</p> <table border="1" style="border-style: dashed; border-color: red;"> <tr> <td>(売却時)</td> <td>現金</td> <td>60</td> <td>資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>固定資産売却損</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(取得時)	資産	100	現金	100		預り施設費	100	資本剰余金	100	(減価償却)	減価償却費	20	減価償却累計額	20	(返納時)	資本金剰余金	80	資産	100		減価償却累計額	20			(減価償却)	損益外減価償却費	20	減価償却累計額	20	(返納時)	資本剰余金	100	資産	100		減価償却累計額	20	損益外減価償却累計額	20	(返納時)	資本金剰余金	100	資産	100	(減価償却)	減価償却費	20	減価償却累計額	20	(売却時)	現金	120	資産	100		減価償却累計額	20	固定資産売却益	40	(返納時)	資本金剰余金	100	現金	120		国庫納付（臨時損失）	20			(売却時)	現金	60	資産	100		減価償却累計額	20				固定資産売却損	20				
(取得時)	資産	100	現金	100																																																																																				
	預り施設費	100	資本剰余金	100																																																																																				
(減価償却)	減価償却費	20	減価償却累計額	20																																																																																				
(返納時)	資本金剰余金	80	資産	100																																																																																				
	減価償却累計額	20																																																																																						
(減価償却)	損益外減価償却費	20	減価償却累計額	20																																																																																				
(返納時)	資本剰余金	100	資産	100																																																																																				
	減価償却累計額	20	損益外減価償却累計額	20																																																																																				
(返納時)	資本金剰余金	100	資産	100																																																																																				
(減価償却)	減価償却費	20	減価償却累計額	20																																																																																				
(売却時)	現金	120	資産	100																																																																																				
	減価償却累計額	20	固定資産売却益	40																																																																																				
(返納時)	資本金剰余金	100	現金	120																																																																																				
	国庫納付（臨時損失）	20																																																																																						
(売却時)	現金	60	資産	100																																																																																				
	減価償却累計額	20																																																																																						
	固定資産売却損	20																																																																																						

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p>〔(返納時) 資本金剰余金 60 / 現金 60〕</p> <p>b 特定の償却資産の場合 (会計基準第87の適用がある場合)</p> <p>〔(減価償却) 損益外減価償却累計額 20 / 減価償却累計額 20〕</p> <p>イ 120で売却した場合 (現金取引とする)</p> <p>〔(売却時) 現金 120 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 20 / 固定資産売却益 20〕</p> <p>〔(返納時) 資本金剰余金 100 / 現金 120 国庫納付 (臨時損失) 20 / 〕</p> <p>ロ 60で売却した場合 (現金取引とする)</p> <p>〔(売却時) 現金 60 / 資産 100 減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 20 固定資産売却損 40 / 〕</p> <p>〔(返納時) 資本金剰余金 60 / 現金 60〕</p> <p>C 非償却資産の場合</p> <p>イ 120で売却した場合 (現金取引とする)</p> <p>〔(売却時) 現金 120 / 土地 100 / 固定資産売却益 20〕</p> <p>〔(返納時) 資本金剰余金 100 / 現金 120 国庫納付 (臨時損失) 20 / 〕</p> <p>ロ 60で売却した場合 (現金取引とする)</p> <p>〔(売却時) 現金 60 / 土地 100 固定資産売却損 40 / 〕</p> <p>〔(返納時) 資本金剰余金 60 / 現金 60〕</p>		
	<p>Q98-3 <u>取得時において資産見返負債が計上された資産を不要財産として国庫納付した場合の会計処理はどのようなになるのか。</u></p> <p>A</p> <p><u>独立行政法人が運営費交付金や補助金等により償却資産又は非償却資産 (運営費交付金により中期計画の想定範囲外として取得した場合) を取得した場合には、相当額を資産見返負債として計上することとされている。</u></p> <p><u>以下、資産見返負債を計上している固定資産を不要財</u></p>	<p>国立大学法人等は、独立行政法人通則法の不要財産の国庫納付等について定めた条文を準用しないため、変更はない。</p>	

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)																																																																																																
	<p><u>産として国庫納付した場合の会計処理について、運営費交付金で取得した資産を例として説明する。</u></p> <p><u>なお、売却して納付した場合の国庫納付額については、120で売却した場合は120、60で売却した場合は60とする。</u></p> <p>前提条件</p> <p><u>償却資産については、取得時の価額100の資産（耐用年数5年で定額法、残存価額ゼロ）を一年後に現物又は売却して現金で納付した場合、非償却資産については、中期計画の想定範囲外において取得したものであり、取得時の価額100の資産をその後に現物又は売却して納付した場合とする。</u></p>																																																																																																		
	<table border="0"> <tr> <td>(取得時)</td> <td>資産</td> <td>100</td> <td>/</td> <td>現金</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>運営費公金債務</td> <td>100</td> <td>/</td> <td>資産見返運営費交付金</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>(減価償却)</td> <td>減価償却費</td> <td>20</td> <td>/</td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資産見返運営費交付金</td> <td>20</td> <td>/</td> <td>資産見返運営費交付金戻入</td> <td>20</td> </tr> </table> <p>① 現物納付した場合</p> <p>a 償却資産の場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(返納時)</td> <td>国庫納付（臨時損失）</td> <td>80</td> <td>/</td> <td>資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> <td>/</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>資産見返運営費交付金</td> <td>80</td> <td>/</td> <td>資産見返運営費交付金戻入</td> <td>80</td> </tr> </table> <p>b 償却資産の場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(返納時)</td> <td>国庫納付（臨時損失）</td> <td>100</td> <td>/</td> <td>土地</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資産見返運営費交付金</td> <td>100</td> <td>/</td> <td>資産見返運営費交付金戻入</td> <td>100</td> </tr> </table> <p>② 資産を売却し、現金で納付した場合</p> <p>a 償却資産の場合</p> <p>イ 120で売却した場合（現金取引とする）</p> <table border="0"> <tr> <td>(売却時)</td> <td>現金</td> <td>120</td> <td>/</td> <td>資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> <td>/</td> <td>固定資産売却益</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資産見返運営費交付金</td> <td>80</td> <td>/</td> <td>資産見返運営費交付金戻入</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>(返納時)</td> <td>国庫納付（臨時損失）</td> <td>120</td> <td>/</td> <td>現金</td> <td>120</td> </tr> </table> <p>ロ 60で売却した場合（現金取引とする）</p> <table border="0"> <tr> <td>(売却時)</td> <td>現金</td> <td>60</td> <td>/</td> <td>資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> <td>/</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>固定資産売却損</td> <td>20</td> <td>/</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(取得時)	資産	100	/	現金	100		運営費公金債務	100	/	資産見返運営費交付金	100	(減価償却)	減価償却費	20	/	減価償却累計額	20		資産見返運営費交付金	20	/	資産見返運営費交付金戻入	20	(返納時)	国庫納付（臨時損失）	80	/	資産	100		減価償却累計額	20	/				資産見返運営費交付金	80	/	資産見返運営費交付金戻入	80	(返納時)	国庫納付（臨時損失）	100	/	土地	100		資産見返運営費交付金	100	/	資産見返運営費交付金戻入	100	(売却時)	現金	120	/	資産	100		減価償却累計額	20	/	固定資産売却益	40		資産見返運営費交付金	80	/	資産見返運営費交付金戻入	80	(返納時)	国庫納付（臨時損失）	120	/	現金	120	(売却時)	現金	60	/	資産	100		減価償却累計額	20	/				固定資産売却損	20	/				
(取得時)	資産	100	/	現金	100																																																																																														
	運営費公金債務	100	/	資産見返運営費交付金	100																																																																																														
(減価償却)	減価償却費	20	/	減価償却累計額	20																																																																																														
	資産見返運営費交付金	20	/	資産見返運営費交付金戻入	20																																																																																														
(返納時)	国庫納付（臨時損失）	80	/	資産	100																																																																																														
	減価償却累計額	20	/																																																																																																
	資産見返運営費交付金	80	/	資産見返運営費交付金戻入	80																																																																																														
(返納時)	国庫納付（臨時損失）	100	/	土地	100																																																																																														
	資産見返運営費交付金	100	/	資産見返運営費交付金戻入	100																																																																																														
(売却時)	現金	120	/	資産	100																																																																																														
	減価償却累計額	20	/	固定資産売却益	40																																																																																														
	資産見返運営費交付金	80	/	資産見返運営費交付金戻入	80																																																																																														
(返納時)	国庫納付（臨時損失）	120	/	現金	120																																																																																														
(売却時)	現金	60	/	資産	100																																																																																														
	減価償却累計額	20	/																																																																																																
	固定資産売却損	20	/																																																																																																

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)															
	<p>なお、①売却金額、②国庫納付額及び③独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額は、それぞれ以下のとおりとし、年度を越えて売却した場合における当該債券の×年度末の時価は90とする(評価差額については、その全額を純資産の部にその他有価証券評価差額金として計上する(Q27-8参照))。</p> <table border="1" data-bbox="528 621 1457 842"> <thead> <tr> <th colspan="2">納付方法・①売却金額</th> <th>②国庫納付額</th> <th>③独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">現物納付の場合</td> <td>現物</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">売却して納付の場合</td> <td>105で売却</td> <td>105</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>95で売却</td> <td>95</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出資時) 現金 100 / 資本金 100 (取得時) 投資有価証券 100 / 現金 100</p> <p>(1) 債権の保有目的変更年度と同一年度において国庫納付した場合</p> <p>① 現物納付した場合</p> <p>(返納時) 資本金 100 / 投資有価証券 100</p> <p>② 資産を売却し、現金で納付した場合</p> <p>イ 105で売却した場合(現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 105 / 投資有価証券 100 投資有価証券売却益(臨時損益) 5</p> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 105 国庫納付金(臨時損失) 5</p> <p>ロ 95で売却した場合(現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 95 / 投資有価証券 100 投資有価証券売却損(臨時損益) 5</p> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 95 資本剰余金(減資差益) 5</p> <p>(2) 債権の保有目的変更年度の翌年度において国庫納付した場合</p> <p>X年度</p> <p>(年度末) その他有価証券評価差額金 10 投資有価証券 10</p> <p>① 現物納付した場合</p> <p>X+1年度</p>	納付方法・①売却金額		②国庫納付額	③独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額	現物納付の場合		現物	100	売却して納付の場合	105で売却	105	100	95で売却	95	100		
納付方法・①売却金額		②国庫納付額	③独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額															
現物納付の場合		現物	100															
売却して納付の場合	105で売却	105	100															
	95で売却	95	100															

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p>(年度初) 投資有価証券 10 / その他有価証券評価差額金 10 (返納時) 資本金 100 / 投資有価証券 100</p> <p>② 資産を売却し、現金で納付した場合</p> <p>X+1年度</p> <p>(年度初) 投資有価証券 10 / その他有価証券評価差額金 10</p> <p>イ 105で売却した場合(現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 105 / 投資有価証券 100 / 投資有価証券売却益(臨時損益) 5 (返納時) 資本金 100 / 現金 105 国庫納付(臨時損失) 5 /</p> <p>ロ 95で売却した場合(現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 95 / 投資有価証券 100 投資有価証券売却損(臨時損失) 5 / (返納時) 資本金 100 / 現金 95 / 資本剰余金(減資差益) 5</p>		
	<p>Q98-5 不要財産に係る譲渡取引と当該不要財産に係る国庫納付等が年度を跨った場合には、不要財産に係る国庫納付等に係る注記はどちらの年度において行うことになるか。</p> <p>A</p> <p>不要財産に係る国庫納付等に係る注記は、独立行政法人が不要財産に係る譲渡取引を行った年度及び実際該不要財産に係る国庫納付等を行った年度において記載することとなる。なお、譲渡取引が行われた年度における注記については、国庫納付等が行われないと記載できない事項については、財務諸表作成時点において判明している事項を可能な限り取り込んで記載することとなる。</p>		<p>国立大学法人等は、独立行政法人通則法の不要財産の国庫納付等について定めた条文を準用しないため、変更はない。</p>
	<p>Q99-1 政府出資に係る不要財産を譲渡し、この譲渡収入の範囲内で国庫納付する場合において、当該譲渡取引が主務大臣により必要なものとして指定された場合の国庫納付に伴う資本金の減少の会計処理はどのようになるのか。</p>		<p>国立大学法人等は、独立行政法人通則法の不要財産の国庫納付等について定めた条文を準用しないため、変更はない。</p>

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)																																																														
	<p>A</p> <p><u>独立行政法人が通則法第46条の2の規定により不要財産として国庫に納付した場合において、主務大臣が必要なものとして指定した譲渡取引に係る譲渡差額については、損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額することとなる。以下、政府出資に係る不要財産の国庫納付に伴う資本金の減少の会計処理について事例に則して説明する。</u></p> <p>前提条件</p> <p><u>償却資産については、取得時の価額100の資産（耐用年数5年で定額法、残存価額ゼロ）を一年後に売却して納付した場合、非償却資産については、取得時の価額100の資産をその後に売却して納付した場合とする。</u></p> <p><u>なお、①売却金額、②国庫納付額及び③独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額は、それぞれ以下のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="694 1108 1457 1333"> <thead> <tr> <th rowspan="2">①売却金額</th> <th rowspan="2">②国庫納付額</th> <th colspan="2">③独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額</th> </tr> <tr> <th>現物出資の場合</th> <th>金銭出資の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>120</td> <td>120</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>60</td> <td>100</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 現物出資の場合</p> <table border="1" data-bbox="537 1434 1448 1797"> <tbody> <tr> <td>(取得時)</td> <td>資産</td> <td>100</td> <td>／</td> <td>資本金</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td colspan="6">a 通常の償却資産の場合（会計基準第87の適用がない場合）</td> </tr> <tr> <td>(減価償却)</td> <td>減価償却費</td> <td>20</td> <td>／</td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td colspan="6">イ 120で売却した場合（現金取引とする）</td> </tr> <tr> <td>(売却時)</td> <td>現金</td> <td>120</td> <td>／</td> <td>資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> <td>／</td> <td>資本剰余金（損益外除去差額相当額）</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>(返納時)</td> <td>資本金</td> <td>100</td> <td>／</td> <td>現金</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本剰余金</td> <td>20</td> <td>／</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	①売却金額	②国庫納付額	③独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額		現物出資の場合	金銭出資の場合	120	120	100	100	60	60	100	60	(取得時)	資産	100	／	資本金	100	a 通常の償却資産の場合（会計基準第87の適用がない場合）						(減価償却)	減価償却費	20	／	減価償却累計額	20	イ 120で売却した場合（現金取引とする）						(売却時)	現金	120	／	資産	100		減価償却累計額	20	／	資本剰余金（損益外除去差額相当額）	40	(返納時)	資本金	100	／	現金	120		資本剰余金	20	／				
①売却金額	②国庫納付額			③独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額																																																													
		現物出資の場合	金銭出資の場合																																																														
120	120	100	100																																																														
60	60	100	60																																																														
(取得時)	資産	100	／	資本金	100																																																												
a 通常の償却資産の場合（会計基準第87の適用がない場合）																																																																	
(減価償却)	減価償却費	20	／	減価償却累計額	20																																																												
イ 120で売却した場合（現金取引とする）																																																																	
(売却時)	現金	120	／	資産	100																																																												
	減価償却累計額	20	／	資本剰余金（損益外除去差額相当額）	40																																																												
(返納時)	資本金	100	／	現金	120																																																												
	資本剰余金	20	／																																																														

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)																																																																																
	<p><u>ロ 60で売却した場合(現金取引とする)</u></p> <table border="1"> <tr> <td>(売却時)</td> <td>現金</td> <td>60</td> <td>資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> <td>固定資産売却益</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本剰余金(損益外売却差額相当額)</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 60 / 資本剰余金(減資差益) 40</p> <p><u>b 特定の償却資産の場合(会計基準第87の適用がある場合)</u></p> <table border="1"> <tr> <td>(減価償却)</td> <td>損益外減価償却累計額</td> <td>20</td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> </tr> </table> <p><u>イ 120で売却した場合(現金取引とする)</u></p> <table border="1"> <tr> <td>(売却時)</td> <td>現金</td> <td>120</td> <td>資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> <td>損益外減価償却累計額</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>資本剰余金(損益外売却差額相当額)</td> <td>20</td> </tr> </table> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 120 資本剰余金 20 /</p> <p><u>ロ 60で売却した場合(現金取引とする)</u></p> <table border="1"> <tr> <td>(売却時)</td> <td>現金</td> <td>60</td> <td>資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本剰余金(損益外売却差額相当額)</td> <td>20</td> <td>損益外減価償却累計額</td> <td>20</td> </tr> </table> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 60 / 資本剰余金(減資差益) 40</p> <p><u>c 非償却資産の場合</u></p> <p><u>イ 120で売却した場合(現金取引とする)</u></p> <table border="1"> <tr> <td>(売却時)</td> <td>現金</td> <td>120</td> <td>土地</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>固定資産売却益</td> <td>20</td> </tr> </table> <p><u>ロ 60で売却した場合(現金取引とする)</u></p> <table border="1"> <tr> <td>(売却時)</td> <td>現金</td> <td>60</td> <td>土地</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本剰余金(損益外売却差額相当額)</td> <td>40</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 60 / 資本剰余金(減資差益) 40</p> <p><u>(2) 金銭出資の場合</u></p> <table border="1"> <tr> <td>(出資時)</td> <td>現金</td> <td>100</td> <td>資本金</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>(取得時)</td> <td>資産</td> <td>100</td> <td>現金</td> <td>100</td> </tr> </table> <p><u>a 通常の償却資産の場合(会計基準第87の適用がない場合)</u></p> <table border="1"> <tr> <td>(減価償却)</td> <td>減価償却費</td> <td>20</td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> </tr> </table>	(売却時)	現金	60	資産	100		減価償却累計額	20	固定資産売却益	40		資本剰余金(損益外売却差額相当額)	20			(減価償却)	損益外減価償却累計額	20	減価償却累計額	20	(売却時)	現金	120	資産	100		減価償却累計額	20	損益外減価償却累計額	20				資本剰余金(損益外売却差額相当額)	20	(売却時)	現金	60	資産	100		資本剰余金(損益外売却差額相当額)	20	損益外減価償却累計額	20	(売却時)	現金	120	土地	100				固定資産売却益	20	(売却時)	現金	60	土地	100		資本剰余金(損益外売却差額相当額)	40			(出資時)	現金	100	資本金	100	(取得時)	資産	100	現金	100	(減価償却)	減価償却費	20	減価償却累計額	20		
(売却時)	現金	60	資産	100																																																																															
	減価償却累計額	20	固定資産売却益	40																																																																															
	資本剰余金(損益外売却差額相当額)	20																																																																																	
(減価償却)	損益外減価償却累計額	20	減価償却累計額	20																																																																															
(売却時)	現金	120	資産	100																																																																															
	減価償却累計額	20	損益外減価償却累計額	20																																																																															
			資本剰余金(損益外売却差額相当額)	20																																																																															
(売却時)	現金	60	資産	100																																																																															
	資本剰余金(損益外売却差額相当額)	20	損益外減価償却累計額	20																																																																															
(売却時)	現金	120	土地	100																																																																															
			固定資産売却益	20																																																																															
(売却時)	現金	60	土地	100																																																																															
	資本剰余金(損益外売却差額相当額)	40																																																																																	
(出資時)	現金	100	資本金	100																																																																															
(取得時)	資産	100	現金	100																																																																															
(減価償却)	減価償却費	20	減価償却累計額	20																																																																															

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)																																																																											
	<p><u>イ 120で売却した場合 (現金取引とする)</u></p> <table border="1"> <tr> <td>(売却時)</td> <td>現金</td> <td>120</td> <td>資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> <td>資本剰余金 (損益外除去差額当額)</td> <td>40</td> </tr> </table> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 120</p> <p>資本剰余金 20 /</p> <p><u>ロ 60で売却した場合 (現金取引とする)</u></p> <table border="1"> <tr> <td>(売却時)</td> <td>現金</td> <td>60</td> <td>資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本剰余金 (損益外除去差額当額)</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 60</p> <p>b 特定の償却資産の場合 (会計基準第87の適用がある場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>(減価償却)</td> <td>損益外減価償却累計額</td> <td>20</td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> </tr> </table> <p><u>イ 120で売却した場合 (現金取引とする)</u></p> <table border="1"> <tr> <td>(売却時)</td> <td>現金</td> <td>120</td> <td>資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> <td>損益外減価償却累計額</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>資本剰余金 (損益外除去差額当額)</td> <td>20</td> </tr> </table> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 120</p> <p>資本剰余金 20 /</p> <p><u>ロ 60で売却した場合 (現金取引とする)</u></p> <table border="1"> <tr> <td>(売却時)</td> <td>現金</td> <td>60</td> <td>資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本剰余金 (損益外除去差額当額)</td> <td>20</td> <td>損益外減価償却累計額</td> <td>20</td> </tr> </table> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 60</p> <p>C 非償却資産の場合</p> <p><u>イ 120で売却した場合 (現金取引とする)</u></p> <table border="1"> <tr> <td>(売却時)</td> <td>現金</td> <td>120</td> <td>土地</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>資本剰余金 (損益外除去差額当額)</td> <td>20</td> </tr> </table> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 120</p> <p>資本剰余金 20 /</p> <p><u>ロ 60で売却した場合 (現金取引とする)</u></p> <table border="1"> <tr> <td>(売却時)</td> <td>現金</td> <td>60</td> <td>土地</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本剰余金 (損益外除去差額当額)</td> <td>40</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(返納時) 資本金 60 / 現金 60</p>	(売却時)	現金	120	資産	100		減価償却累計額	20	資本剰余金 (損益外除去差額当額)	40	(売却時)	現金	60	資産	100		減価償却累計額	20				資本剰余金 (損益外除去差額当額)	20			(減価償却)	損益外減価償却累計額	20	減価償却累計額	20	(売却時)	現金	120	資産	100		減価償却累計額	20	損益外減価償却累計額	20				資本剰余金 (損益外除去差額当額)	20	(売却時)	現金	60	資産	100		資本剰余金 (損益外除去差額当額)	20	損益外減価償却累計額	20	(売却時)	現金	120	土地	100				資本剰余金 (損益外除去差額当額)	20	(売却時)	現金	60	土地	100		資本剰余金 (損益外除去差額当額)	40				
(売却時)	現金	120	資産	100																																																																										
	減価償却累計額	20	資本剰余金 (損益外除去差額当額)	40																																																																										
(売却時)	現金	60	資産	100																																																																										
	減価償却累計額	20																																																																												
	資本剰余金 (損益外除去差額当額)	20																																																																												
(減価償却)	損益外減価償却累計額	20	減価償却累計額	20																																																																										
(売却時)	現金	120	資産	100																																																																										
	減価償却累計額	20	損益外減価償却累計額	20																																																																										
			資本剰余金 (損益外除去差額当額)	20																																																																										
(売却時)	現金	60	資産	100																																																																										
	資本剰余金 (損益外除去差額当額)	20	損益外減価償却累計額	20																																																																										
(売却時)	現金	120	土地	100																																																																										
			資本剰余金 (損益外除去差額当額)	20																																																																										
(売却時)	現金	60	土地	100																																																																										
	資本剰余金 (損益外除去差額当額)	40																																																																												

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)																																																																														
	<p>Q99-2 取得時に資本剰余金として計上された資産を不要財産として国庫納付した場合において、当該不要財産の譲渡取引が主務大臣により必要なものとして指定された場合の国庫納付に伴う資本剰余金の減少の会計処理はどのようなになるのか。</p> <p>A</p> <p>基準第99の第1項において、取得時に資本剰余金として計上された資産を、独立行政法人が通則法第46条の2の規定により不要財産として国庫に納付した場合において、主務大臣が必要なものとして指定した譲渡取引に係る譲渡差額については、損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額することとなる。</p> <p>以下、施設費等により取得し、資本剰余金に計上された資産を不要財産として国庫納付した場合の会計処理について、事例に則して説明を加える。</p> <p>前提条件</p> <p>償却資産については、取得時の価額100の資産（耐用年数5年で定額法、残存価額ゼロ）を一年後に現物又は売却して納付した場合、非償却資産については、取得時の価額100の資産をその後に現物又は売却して納付した場合とする。</p> <table border="1" data-bbox="528 1270 1448 1864"> <tr> <td>(取得時)</td> <td>資産</td> <td>100</td> <td>/</td> <td>現金</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>預り施設費</td> <td>100</td> <td>/</td> <td>資本剰余金</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td colspan="6">a 通常の償却資産の場合（会計基準第87の適用がない場合）</td> </tr> <tr> <td>(減価償却)</td> <td>減価償却費</td> <td>20</td> <td>/</td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td colspan="6">イ 120で売却した場合（現金取引とする）</td> </tr> <tr> <td>(売却時)</td> <td>現金</td> <td>120</td> <td>/</td> <td>資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> <td>/</td> <td>資本剰余金（損益外売却差額相当額）</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>(返納時)</td> <td>資本剰余金</td> <td>120</td> <td>/</td> <td>現金</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td colspan="6">ロ 60で売却した場合（現金取引とする）</td> </tr> <tr> <td>(売却時)</td> <td>現金</td> <td>60</td> <td>/</td> <td>資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>減価償却累計額</td> <td>20</td> <td>/</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本剰余金（損益外売却差額相当額）</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(返納時)</td> <td>資本剰余金（減資差益）</td> <td>60</td> <td>/</td> <td>現金</td> <td>60</td> </tr> </table>	(取得時)	資産	100	/	現金	100		預り施設費	100	/	資本剰余金	100	a 通常の償却資産の場合（会計基準第87の適用がない場合）						(減価償却)	減価償却費	20	/	減価償却累計額	20	イ 120で売却した場合（現金取引とする）						(売却時)	現金	120	/	資産	100		減価償却累計額	20	/	資本剰余金（損益外売却差額相当額）	40	(返納時)	資本剰余金	120	/	現金	120	ロ 60で売却した場合（現金取引とする）						(売却時)	現金	60	/	資産	100		減価償却累計額	20	/				資本剰余金（損益外売却差額相当額）	20				(返納時)	資本剰余金（減資差益）	60	/	現金	60	<div data-bbox="1804 331 2546 457" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>国立大学法人等は、独立行政法人通則法の不要財産の国庫納付等について定めた条文を準用しないため、変更はない。</p> </div>	
(取得時)	資産	100	/	現金	100																																																																												
	預り施設費	100	/	資本剰余金	100																																																																												
a 通常の償却資産の場合（会計基準第87の適用がない場合）																																																																																	
(減価償却)	減価償却費	20	/	減価償却累計額	20																																																																												
イ 120で売却した場合（現金取引とする）																																																																																	
(売却時)	現金	120	/	資産	100																																																																												
	減価償却累計額	20	/	資本剰余金（損益外売却差額相当額）	40																																																																												
(返納時)	資本剰余金	120	/	現金	120																																																																												
ロ 60で売却した場合（現金取引とする）																																																																																	
(売却時)	現金	60	/	資産	100																																																																												
	減価償却累計額	20	/																																																																														
	資本剰余金（損益外売却差額相当額）	20																																																																															
(返納時)	資本剰余金（減資差益）	60	/	現金	60																																																																												

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)
	<p>(取得時) 資産 100 / 現金 100</p> <p>預り施設費 100 / 資本剰余金 100</p> <p><u>a 通常の償却資産の場合 (会計基準第87の適用がない場合)</u></p> <p>(減価償却) 減価償却費 20 / 減価償却累計額 20</p> <p><u>イ 120で売却した場合 (現金取引とする)</u></p> <p>(売却時) 現金 120 / 資産 100</p> <p>減価償却累計額 20 / 資本剰余金 (損益外売却差額相当額) 40</p> <p>(返納時) 資本剰余金 120 / 現金 120</p> <p><u>ロ 60で売却した場合 (現金取引とする)</u></p> <p>(売却時) 現金 60 / 資産 100</p> <p>減価償却累計額 20 /</p> <p>資本剰余金 (損益外売却差額相当額) 20</p> <p>(返納時) 資本剰余金 (減資差益) 60 / 現金 60</p> <p><u>b 特定の償却資産の場合 (会計基準第87の適用がある場合)</u></p> <p>(減価償却) 損益外減価償却累計額 20 / 減価償却累計額 20</p> <p><u>イ 120で売却した場合 (現金取引とする)</u></p> <p>(売却時) 現金 120 / 資産 100</p> <p>減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 20</p> <p>資本剰余金 (損益外売却差額相当額) 20</p> <p>(返納時) 資本金剰余金 120 / 現金 120</p> <p><u>ロ 60で売却した場合 (現金取引とする)</u></p> <p>(売却時) 現金 60 / 土地 100</p> <p>減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 20</p> <p>資本剰余金 (損益外売却差額相当額) 40 /</p> <p>(返納時) 資本剰余金 60 / 現金 60</p> <p><u>c 非償却資産の場合</u></p> <p><u>イ 120で売却した場合 (現金取引とする)</u></p> <p>(売却時) 現金 120 / 土地 100</p> <p>資本剰余金 (損益外売却差額相当額) 20</p> <p>(返納時) 資本剰余金 120 / 現金 120</p> <p><u>ロ 60で売却した場合 (現金取引とする)</u></p> <p>(売却時) 現金 60 / 土地 100</p> <p>資本剰余金 (損益外売却差額相当額) 40 /</p> <p>(返納時) 資本剰余金 60 / 現金 60</p>		

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)									
	<p><u>Q99-3 政府からの金銭出資により取得した満期保有目的債券を不要財産として売却して国庫納付した場合において、主務大臣が必要なものとして当該譲渡取引を指定した場合の会計処理はどのようになるのか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>独立行政法人が通則法第46条の2の規定により不要財産として国庫に納付した場合において、主務大臣が必要なものとして指定した譲渡取引に係る譲渡差額については、損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額することとなる。以下、事例に則して説明する。</u></p> <p><u>前提条件</u></p> <p><u>政府から100の金銭出資を受け満期保有目的で取得した債券(額面100、取得時の価額100)について、不要財産として償還期限前に売却し、売却収入を国庫納付した場合とする。</u></p> <p><u>当該債券については、通則法第46条の2に基づく不要財産の国庫納付の対象となった時点において、その他有価証券に保有目的の変更を行っている。</u></p> <p><u>なお、①売却金額、②国庫納付額及び③独立行政法人の資本金のうち当該の納付に係る部分として主務大臣が定める金額は、それぞれ以下のとおりとする。また、年度を越えて売却した場合における当該債券の×年度末の時価は90とする(評価差額については、その全額を純資産の部にその他有価証券評価差額金として計上する。)</u></p> <table border="1" data-bbox="694 1577 1457 1751"> <thead> <tr> <th>①売却金額</th> <th>②国庫納付額</th> <th>③独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>105</td> <td>105</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>95</td> <td>95</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出資時) 現金 100 / 資本金 100 (取得時) 投資有価証券 100 / 現金 100</p>	①売却金額	②国庫納付額	③独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額	105	105	100	95	95	100	<p>国立大学法人等は、独立行政法人通則法の不要財産の国庫納付等について定めた条文を準用しないため、変更はない。</p>	
①売却金額	②国庫納付額	③独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額										
105	105	100										
95	95	100										

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)												
	<p><u>要なものとして指定した譲渡取引に係る譲渡費用については、損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額することとなる。</u></p> <p><u>以下、事例に則して説明する。</u></p> <p><u>前提条件</u></p> <p><u>政府からの金銭出資により取得した特定償却資産（取得価額100）について一年後に不要財産として売却し、その収入をもって国庫納付した場合（当該譲渡取引は主務大臣の指定を受けている）において、当該国庫納付に際し控除対象となる費用10について主務大臣の指定がある場合を例とする。当該資産については、耐用年数</u></p> <p><u>5年、残存価額ゼロで減価償却を行っているものとする。</u></p> <p><u>なお、①売却金額、②控除を認められた費用の額、③国庫納付額及び④独立行政法人のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額は、それぞれ以下のとおりとする。</u></p>		<div data-bbox="1804 369 2543 499" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>国立大学法人等は、独立行政法人通則法の不要財産の国庫納付等について定めた条文を準用しないため、変更はない。</p> </div>												
	<table border="1" data-bbox="409 1157 1457 1339"> <thead> <tr> <th>①売却金額</th> <th>②控除を認められた費用の額</th> <th>③国庫納付の額 (①-②)</th> <th>④独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>120</td> <td>10</td> <td>110</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>10</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	①売却金額	②控除を認められた費用の額	③国庫納付の額 (①-②)	④独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額	120	10	110	100	60	10	50	50		
①売却金額	②控除を認められた費用の額	③国庫納付の額 (①-②)	④独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額												
120	10	110	100												
60	10	50	50												
	<p>(出資時) 現金 100 / 資本金 100</p> <p>(取得時) 資産 100 / 資産 100</p> <p>(減価償却) 損益外減価償却累計額 20 / 減価償却累計額 20</p> <p>イ 120で売却した場合(現金取引とする)</p> <p>(売却時) 現金 120 / 資産 100</p> <p>減価償却累計額 20 / 損益外減価償却累計額 20</p> <p>資本剰余金(損益外除売却差額相当額) 20</p> <p>(譲渡費用) 資本剰余金(損益外除売却差額相当額) 10 / 現金 10</p> <p>(返納時) 資本金 100 / 現金 110</p> <p>資本剰余金 10 /</p>														

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)															
	<p><u>ロ 60で売却した場合(現金取引とする)</u></p> <table border="1" style="border-style: dashed; border-color: red;"> <tr> <td>(売却時) 現金</td> <td>60/資産</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>20/損益外減価償却累計額</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>資本剰余金(損益外除売却差額相当額)</td> <td>40/</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(譲渡費用) 資本剰余金(損益外除売却差額相当額)</td> <td>10/現金</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>(返納時) 資本金</td> <td>50/現金</td> <td>50</td> </tr> </table>	(売却時) 現金	60/資産	100	減価償却累計額	20/損益外減価償却累計額	20	資本剰余金(損益外除売却差額相当額)	40/		(譲渡費用) 資本剰余金(損益外除売却差額相当額)	10/現金	10	(返納時) 資本金	50/現金	50		
(売却時) 現金	60/資産	100																
減価償却累計額	20/損益外減価償却累計額	20																
資本剰余金(損益外除売却差額相当額)	40/																	
(譲渡費用) 資本剰余金(損益外除売却差額相当額)	10/現金	10																
(返納時) 資本金	50/現金	50																
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Q99-5 不要財産に係る国庫納付等に関し、その不要財産の譲渡取引をした年度とその譲渡差額の国庫納付等をする年度が異なる場合の会計処理はどのようになるか。</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>資本金の減額の処理は、実際の国庫納付時に行うことになるが、譲渡差額については決算書作成時までに国庫納付額が確定しているようであれば負債計上を行っておくこととなる。</u></p> <p><u>なお、基準第99第1項の規定に基づき資本剰余金を減額又は増額した場合についても同様の処理となる。</u></p> <p><u>以下、具体的な事例に則して説明を加える(なお、減損処理については省略している)。</u></p> <p><u>前提条件</u></p> <p><u>取得時の価額100の償却資産(会計基準第87の適用がなく、耐用年数5年で定額法、残存価額ゼロ)を一年後の3月に120で売却(現金取引とし、売却にあたっての費用はゼロ)し、翌4月上旬に主務大臣より国庫納付等すべき金額120の通知を受けた例とする。</u></p> <p><u>なお、独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る部分として主務大臣が定める金額については、100とする。</u></p> <p><u><X年度></u></p> <table border="1" style="border-style: dashed; border-color: red;"> <tr> <td>(取得時) 資産</td> <td>100/資本金</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>(減価償却) 減価償却</td> <td>20/資産</td> <td>100</td> </tr> </table>	(取得時) 資産	100/資本金	100	(減価償却) 減価償却	20/資産	100	<p>国立大学法人等は、独立行政法人通則法の不要財産の国庫納付等について定めた条文を準用しないため、変更はない。</p>										
(取得時) 資産	100/資本金	100																
(減価償却) 減価償却	20/資産	100																

独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (現行)	独立行政法人会計基準及び注解に関するQ&A (改訂案)	国立大学法人会計基準及び注解 (現行)	国立大学法人会計基準及び注解 (改訂案)																
<p style="text-align: center;"><u>< X + 1 年度 ></u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px dashed red;">(売却時)</td> <td style="border: 1px dashed red;">現金</td> <td style="border: 1px dashed red;">120 / 固定資産売却益</td> <td style="border: 1px dashed red;">40</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed red;">(年度末)</td> <td style="border: 1px dashed red;">国庫納付</td> <td style="border: 1px dashed red;">20 / 国庫納付未払金</td> <td style="border: 1px dashed red;">20</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><u>< X + 2 年度 ></u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px dashed red;">(売却時)</td> <td style="border: 1px dashed red;">資本金</td> <td style="border: 1px dashed red;">100 / 現金</td> <td style="border: 1px dashed red;">120</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed red;">(年度末)</td> <td style="border: 1px dashed red;">国庫納付未払金</td> <td style="border: 1px dashed red;">20 /</td> <td></td> </tr> </table>		(売却時)	現金	120 / 固定資産売却益	40	(年度末)	国庫納付	20 / 国庫納付未払金	20	(売却時)	資本金	100 / 現金	120	(年度末)	国庫納付未払金	20 /			
(売却時)	現金	120 / 固定資産売却益	40																
(年度末)	国庫納付	20 / 国庫納付未払金	20																
(売却時)	資本金	100 / 現金	120																
(年度末)	国庫納付未払金	20 /																	
5. その他																			
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Q 27-8 政府等からの資金返還の要請等に応じるため、次年度において償還期限前に売却することとされた満期保有目的の債券については、保有目的の変更を行う必要があるか。</u></p> <p><u>A</u> 政府等からの資金返還の要請等に応じるため、次年度において売却することとされた債券については、<u>売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式には該当しないと解されるため、その他有価証券に振り替えた上で、各債券の償還期限にかかわらず流動資産に有価証券として一括表示することとなる</u>と考えられる。</p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Q 31-10 政府等からの資金返還の要請等に応じるため、次年度において償還期限前に売却することとされた満期保有目的の債券については、保有目的の変更を行う必要があるか。</u></p> <p><u>A</u> 政府等からの資金返還の要請等に応じるため、次年度において売却することとされた債券については、<u>売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式には該当しないと解されるため、その他有価証券に振り替えた上で、各債券の償還期限にかかわらず流動資産に有価証券として一括表示することとなる</u>と考えられる。</p>																
<p><u>Q 79-5 会計基準第79第1項におけるその他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報とは具体的にはどのような注記が考えられるか。</u></p> <p><u>A</u> 具体的には、<u>民間企業が実務上において財務諸表に開示している、有価証券関係、退職給付関係、税効果会計関係等の注記をいう</u>。その他、各独立行政法人の状況に応じて、財務諸表等規則などを参考のうえ適切な開示を行うものとする。</p>	<p><u>Q 80-5 会計基準第80第1項におけるその他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報とは具体的にはどのような注記が考えられるか。</u></p> <p><u>A</u> 具体的には、<u>金融商品関係、退職給付関係等の注記をいう</u>。その他、各独立行政法人の状況に応じて、<u>企業会計基準委員会の公表する会計基準、適用指針及び実務対応報告並びに財務諸表等規則などを参考のうえ適切な開示を行うものとする</u>。</p>																		